

# **みやぎ観光回復戦略**

**～新型コロナウイルス感染症への対応と観光の再生～**

**令和 2 年 11 月**

**宮城県**

# 目次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画期間 .....	1
<b>第2章 観光の動向及び新型コロナウイルス感染症の影響と課題</b> .....	2
1 県内の観光の動向.....	2
2 新型コロナウイルス感染症の拡大による県内観光への影響 .....	4
3 これまでの取組 .....	7
4 みやぎ観光振興会議の設立と委員意見.....	10
<b>第3章 計画の基本理念と3つの視点</b> .....	12
1 計画の基本理念 .....	12
2 具体的な取組に向けた視点 .....	13
<b>第4章 県内各圏域の施策の方向性</b> .....	17
<b>第5章 観光需要の回復フェーズに応じた具体的な取組</b> .....	24
<b>参考資料</b> .....	38
<b>1. みやぎ観光振興会議開催経過</b>	
<b>2. みやぎ観光振興会議委員名簿</b>	
<b>3. 新型コロナウイルス対策に係るこれまでの主な経過及び罹患者数の推移</b>	
<b>4. 用語解説</b>	
<b>5. 市町村事業・観光団体事業一覧</b>	

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）は「第4期みやぎ観光戦略プラン」（以下「4期プラン」という。）に基づき、関係者の皆様と連携しながら、観光振興への取組を推進してきました。その結果、4期プランに掲げる6つの数値目標（令和2年）のうち、外国人観光客宿泊者数、沿岸部の観光客入込数及び宿泊観光客数の3つについては、令和元年の実績値で、一年前倒しで達成することができました。また、その他の数値目標についても、4期プラン期間中の伸びが同様に続けば、令和2年には、目標達成することが見込まれているなど、順調に推移してきました。

しかし、令和元年12月に海外で初めて確認され、現在も世界中で感染の流行が継続している新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、観光を取り巻く環境は一変しました。

日本全体の令和2年4月から8月の外国人旅行者数は前年同月比99%超の減となり、単月として過去最大の下げ幅となったほか、仙台空港においては全ての国際線が運休するなど、インバウンドは壊滅的な状況となっており、その需要回復時期は極めて不透明となっています。また、国内においても、旅行のキャンセル、予約控えや外出自粛の影響を受け、観光需要は大幅に落ち込んでおり、県内の宿泊事業者、旅行業者をはじめ、地域の交通事業者や飲食業者、物品販売業といった多くの観光事業者（以下、「観光事業者等」という。）には甚大な影響が生じています。

今後も当面の間は、厳しい状況が続くと見込まれていますが、まずは、感染拡大防止対策を徹底し、県全体として、感染拡大防止と社会経済活動の回復を両立させていくことが求められています。

一方で、感染症の影響による税収減など更に厳しい財政運営が求められることから、地方創生臨時交付金といった国の感染症関連予算を最大限活用することはもちろん、事業を重点化しつつ、関係者とともに創意工夫しながら、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等に取り組んでいく必要があります。

そのためには、世界の観光の在り方そのものが大きく変わっていく中で、これまで以上に県民や観光関係者と行政が一体となって、新たな観光需要を受け入れる体制を整備し、宮城の優位性を打ち出す取組を進めていく必要があります。

みやぎ観光回復戦略（以下、「回復戦略」という。）は、まずは観光事業者等が資金繰りや雇用を維持し、感染拡大の波が一定期間繰り返すことを想定しつつ、観光業を回復軌道に乗せ、その後の成長軌道につなげていくための取組を推し進めるため、そのロードマップとして策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

県の観光が東日本大震災からの再生を遂げ、観光産業が地域経済と復旧・復興を力強く牽引する役割を果たせるよう、その指針として、4期プランを策定しています。

今後も「みやぎ観光創造県民条例」に基づくみやぎ観光戦略プランを県観光産業の基本計画として位置づけておりますが、感染症の影響から回復・再生するために新たに生じた課題解決の指針が必要となるため、回復戦略は、4期プランの実施計画とします。

### 3 計画期間

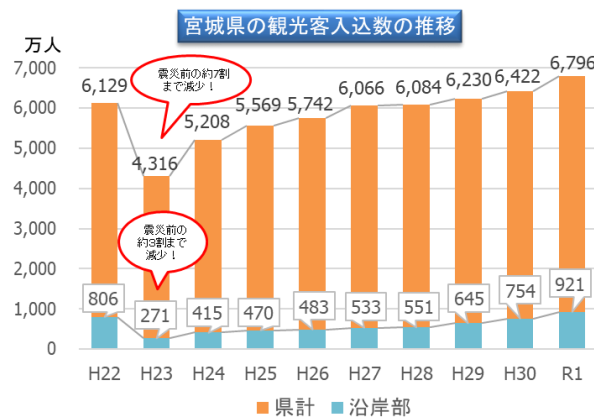
令和2年10月から令和4年3月まで

## 第2章 観光の動向及び新型コロナウイルス感染症の影響と課題

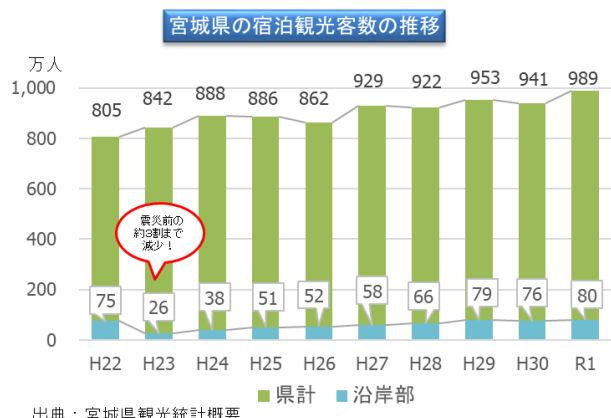
### 1 県内の観光の動向

県の観光客入込数は、東日本大震災により、震災前（平成22年）の約7割まで減少しましたが、令和元年は前年に引き続き震災前の水準を超え、過去最高を記録しました。また、沿岸部（石巻圏域及び気仙沼圏域）では、東日本大震災により震災前の約3割まで減少しましたが、令和元年には震災前を上回る水準まで回復しています。

また、県の宿泊観光客数は、東日本大震災後も復興需要などにより増加の傾向にあり、令和元年は震災前を上回り、過去最高を記録しました。また、沿岸部（石巻圏域及び気仙沼圏域）では、東日本大震災により震災前の約3割まで減少しましたが、ほぼ震災前の水準まで回復しています。



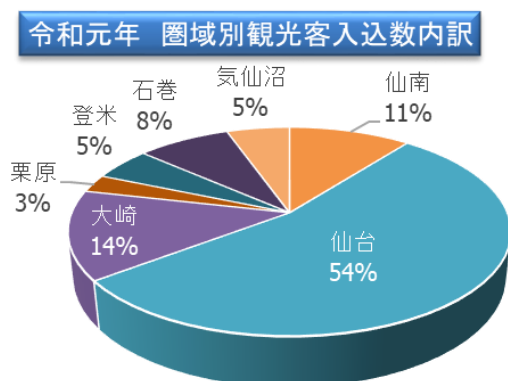
出典：宮城県観光統計概要



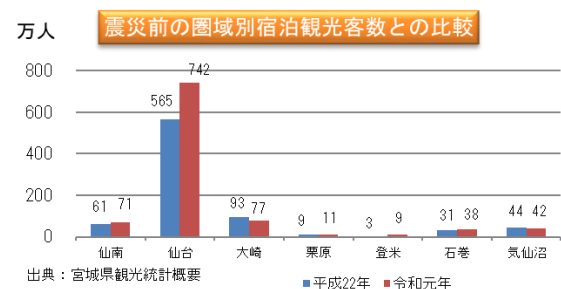
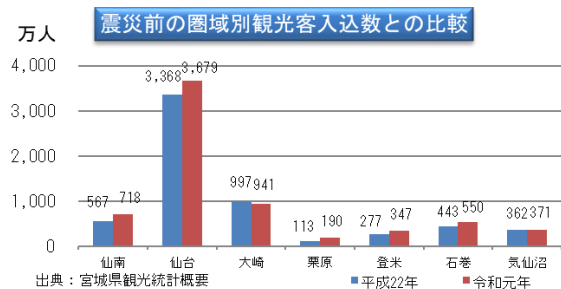
出典：宮城県観光統計概要

圏域別観光客入込数は、仙台圏域が54%と全体の5割以上を占め、大崎圏域が14%、仙南圏域11%と続いています。また、震災により甚大な被害を受けた沿岸部では、前年の石巻圏域に引き続き、気仙沼圏域でも震災前の水準を上回りました。

圏域別宿泊観光客数は、震災前との比較では、沿岸部（石巻圏域及び気仙沼圏域）はほぼ震災前の水準に回復していますが、大崎圏域が約17%減少しています。



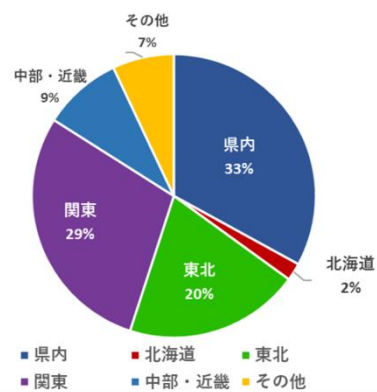
出典：宮城県観光統計概要



宿泊観光客を居住地別に見ると、県内在住者が3割超と最も多く、次いで関東地方が約3割を占めます。また、県内と東北地方を併せると、全体の半分以上を占めます。

観光庁の宿泊旅行統計調査（平成31年1月～令和元年12月）によれば、旅館における県内客割合は42.7%で全国第4位と高いことから、感染症の状況が落ち着き次第、まずは県内から東北地方にかけて観光需要を回復させていくことが有効であると考えられます。

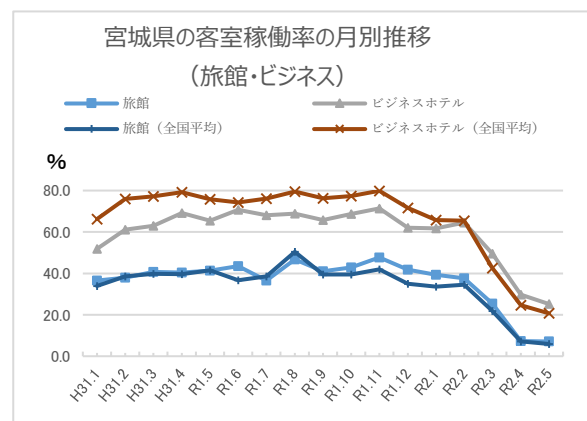
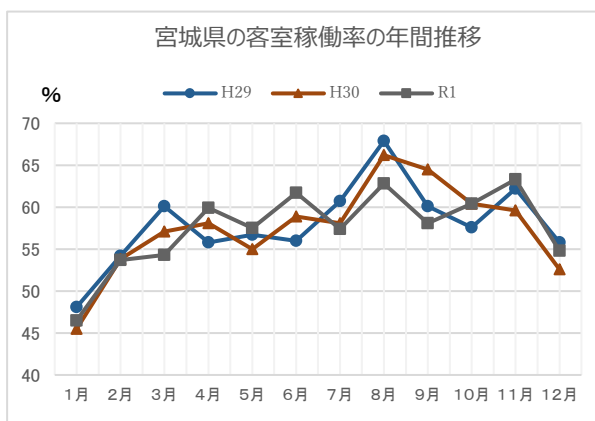
居住地別宿泊観光客数



出典：宮城県観光統計概要（平成30年）

県の過去3年間における客室稼働率については、年によって変動があるものの8月が最も高い傾向にあります。また、どの年も1月が最も低くなっています。

年間推移を施設別に見ると、旅館とビジネスホテルで差が顕著であり、客室稼働率ではビジネスホテルが概ね60%以上を維持していますが、旅館では40%前後で推移しています。

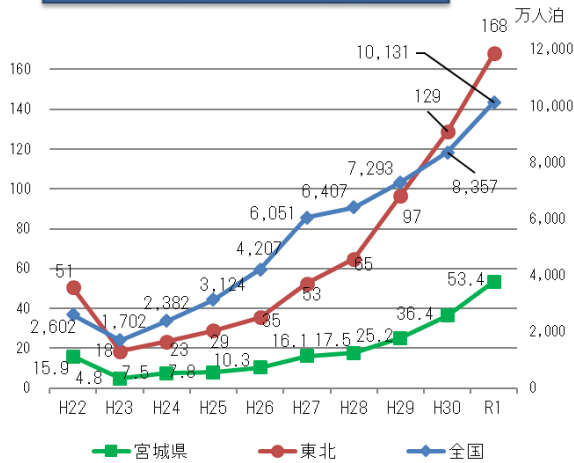


出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

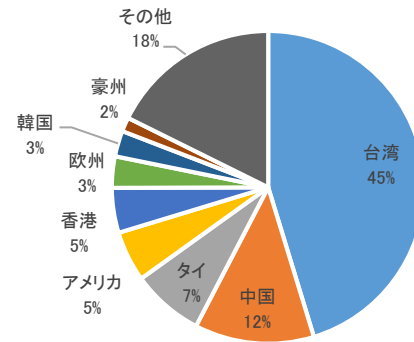
次に、インバウンドの現状については、「東北観光復興対策交付金」を活用した取組を開始した平成28年度以降、本県の外国人延べ宿泊者数は急増し、50万人泊の目標を1年前倒しで達成しました。

また、令和元年の外国人延べ宿泊者数の内訳を国別で見ると、台湾45%、中国12%、タイ7%が上位となっており、全体の約6割を占めています。そこで、更なる海外誘客を図るため、欧米豪など仙台空港との直行便が就航していない市場にも目を向け、訪日滞在期間が比較的長期に渡る市場特性に合わせて、首都圏等からの誘客に取り組んできました。

全国・東北・宮城の外国人宿泊者数の推移  
(従業員10人以上の施設)



国籍別外国人延べ宿泊者数  
(従業員数10人以上の施設 (2019年))



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

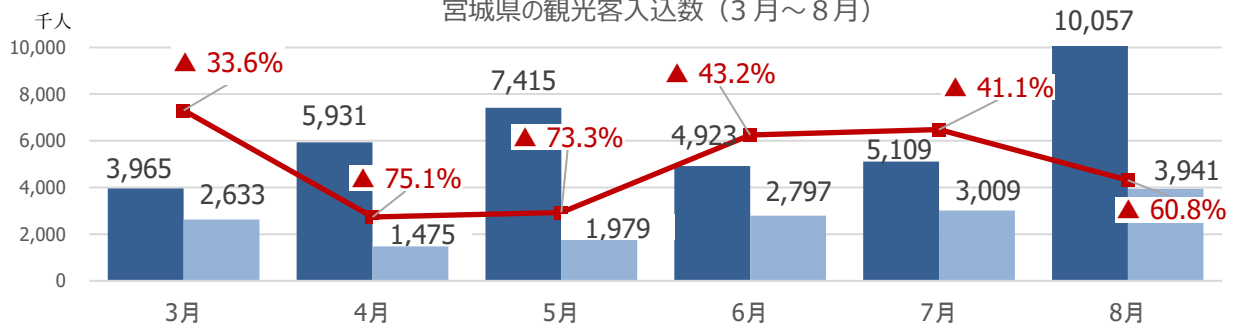
## 2 新型コロナウイルス感染症の拡大による県内観光への影響

### 2-1 旅行者数の大幅な減少

令和2年3月下旬以降、県内でも断続的にコロナ感染者が発生し、令和2年9月30日時点で、累計407人確認されています。

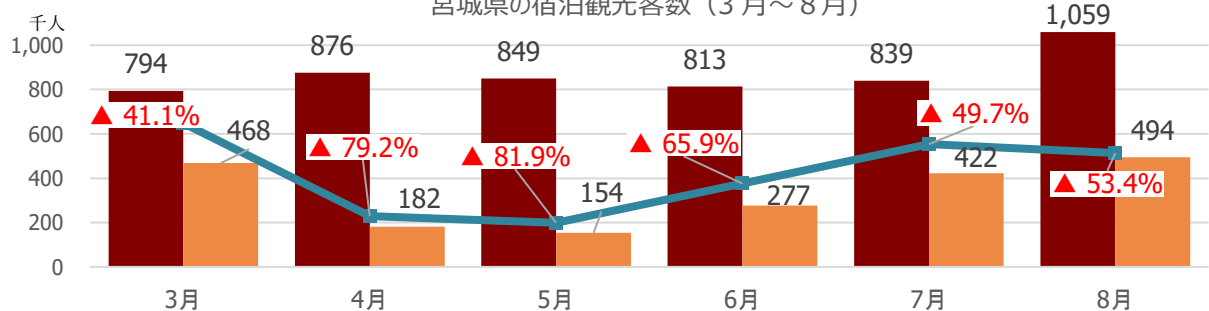
さらに、同年3月の県内の観光客入込数は前年同月比33.6%減の2,633千人、同年4月は75.1%減の1,475千人、同年5月は73.3%減の1,979千人、同年6月は43.2%減の2,797千人、同年7月は41.1%減の3,009千人、同年8月は60.8%減の3,941千人となりました。また、同年3月の県内の宿泊観光客数は前年同月比41.1%減の468千人、同年4月は79.2%減の182千人、同年5月は81.9%減の154千人、同年6月は65.9%減の277千人、同年7月は49.7%減の422千人、同年8月は53.4%減の494千人となりました。

宮城県の観光客入込数 (3月～8月)



出典：宮城県観光課調べ

宮城県の宿泊観光客数 (3月～8月)

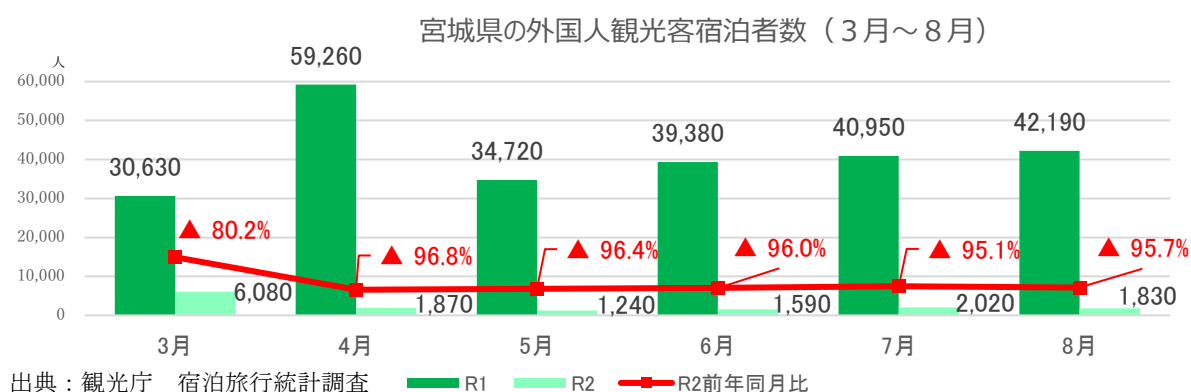


出典：宮城県観光課調べ

令和2年5月26日に開催した「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、「県内の観光から徐々に呼び込み、6月19日以降は県外からの観光客の呼び込みも可能」との外出についての段階的緩和の目安を示したほか、国の「Go To トラベルキャンペーン」が7月に開始したことにより、6月から8月は回復の兆しが見られるものの、感染症防止対策との両立が必要である以上、その効果の発現は緩やかとなっています。

観光庁が発表する訪日外国人旅行者数は、令和2年2月は前年同月比58.3%減の108.5万人、同年3月は前年同月比93.0%減の19.4万人、同年4月は前年同月比99.9%減の2,900人、同年5月は前年同月比99.9%減の1,700人となり、1964年（昭和39年）の統計開始以降、単月として過去最大の下げ幅となっています。同年6月は前年同月比99.9%減の2,600人、同年7月は前年同月比99.9%減の3,800人、同年8月は前年同月比99.7%減の8,700人と、若干の回復を見せるものの、11か月連続で前年同月を下回りました。

本県の外国人観光客宿泊者数を見ると、令和2年2月は、前年同月比4.4%増の42,630人となったものの、同年3月は前年同月比80.2%減の6,080人、同年4月は前年同月比96.8%減の1,870人、同年5月は前年同月比96.4%減の1,240人、同年6月は前年同月比96.0%減の1,590人、同年7月は前年同月比95.1%減の2,020人、同年8月は前年同月比95.7%減の1,830人となっています。

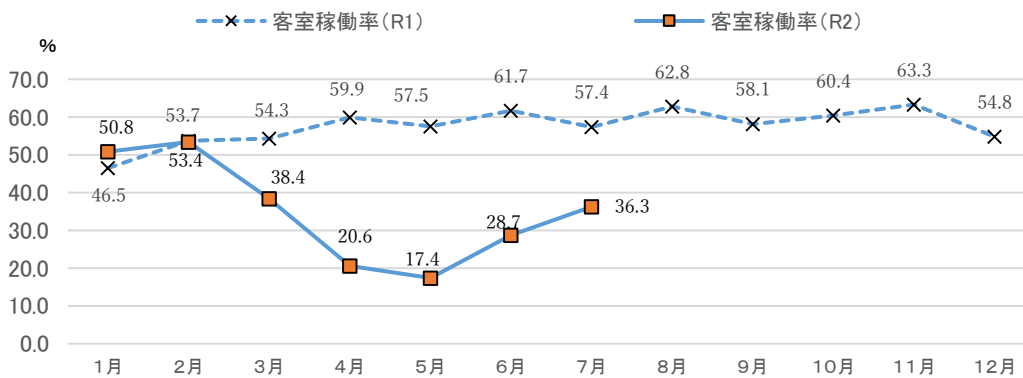


これらの減少により、観光消費額を試算すると、令和2年3月から8月までに約1,310億円減少したと推計されます。これは令和元年年間の観光消費額の約33%に相当します。

## 2-2 宿泊業への影響

宿泊施設の客室稼働率の推移を見ると、感染症の感染拡大が見られた3月以降急激に落ち込み、さらに、緊急事態宣言による外出自粛等の影響により、一定期間休業を余儀なくされた施設もあったことから、4月から5月は2割程度に留まるなど極めて大きな打撃を受けました。7月は同年3月と同水準の4割程度まで回復が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

宮城県の客室稼働率の推移 (R1/R2)



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

### 2-3 旅行業への影響

観光庁がまとめる主要旅行業者 47 社の旅行取扱額は、令和 2 年 3 月が前年同月比 71.4%減の約 1,200 億円、同年 4 月は前年同月比 95.5%減の約 169 億円、同年 5 月は前年同月比 97.6%減の約 96 億円、同年 6 月は前年同月比 92.9%減の約 29 億円、同年 7 月は前年同月比 87.4%減の約 52 億円となっています。県でも、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和 2 年 4 月 25 日から同年 5 月 6 日までの期間、店舗型の旅行代理店が休業要請の対象とされ、4 月から 6 月にかけての売上がほぼゼロに近いという声が聞かれるなど、県内の旅行業者も極めて深刻な打撃を受けました。

### 2-4 交通事業者への影響

#### (1) 航空事業者

仙台空港発着の旅客数は令和 2 年 4 月において対前年同月比 85.9%減、5 月は 92.1%減、6 月は 80%減、7 月は 67.8%減、8 月は 68.4%減となりました。また、渡航制限により海外との直行便が全て運休になりました。

#### (2) 鉄道事業者

東北新幹線の大型連休期間中（4 月 24 日から 5 月 6 日まで）の利用者は約 9 割減となりましたが、6 月から 7 月は約 7 割減、8 月は約 8 割減、9 月は約 6 割減となりました。

#### (3) バス事業者

4 月早々に大型連休期間中の高速バスの運休に踏み切った事業者もあるなど、業界全体に運休・減便などの動きが広がりました。県内の高速バスや貸切バスの 5 月から 7 月の利用者は対前年同月比で 1 割から 2 割程度となりました。

#### (4) タクシー事業者

全国ハイヤー・タクシー連合会が県内の事業者 5 社に行ったサンプル調査によると、令和 2 年 4 月から 5 月にかけての営業収入は対前年同期比で約 3 割に落ち込みました。同年 6 月から 8 月は約 5 割と回復の兆しがありましたが、依然として厳しい状況が続いています。

#### (5) 旅客船事業

日本三景松島において、観光の目玉である遊覧船が 4 月上旬から約 2 か月間にわたって運航を休止しました。7 月は対前年度比 69.6%減と厳しい状況が続いています。



### 3 これまでの取組

#### 3-1 国のこれまでの取組

##### (1) 資金繰り支援及び中小企業等支援

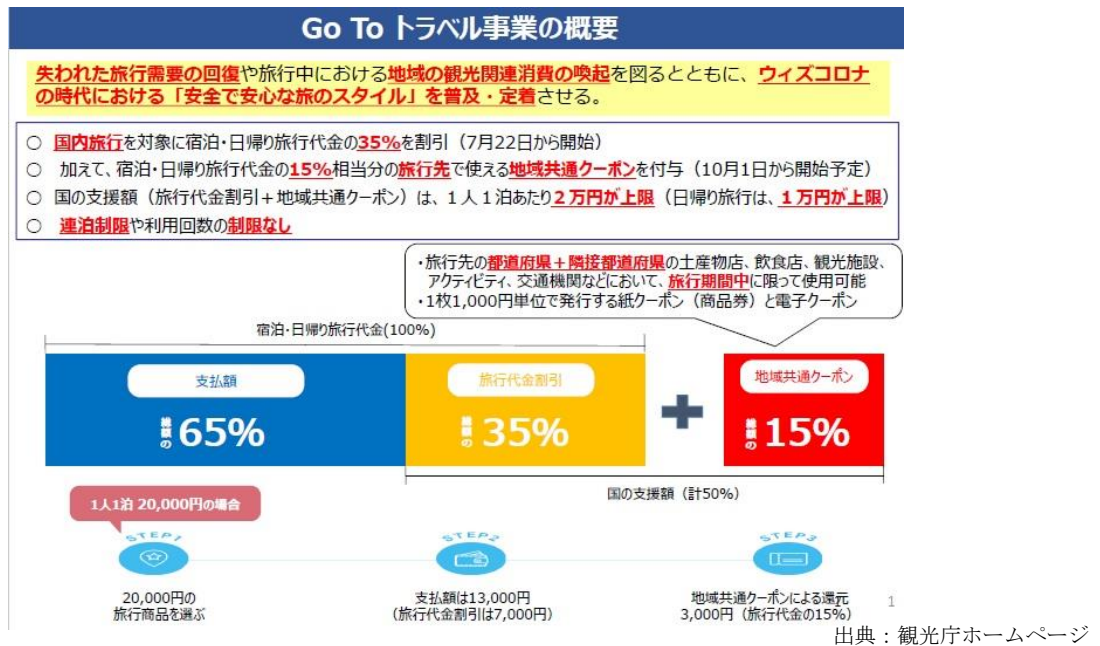
事業の継続のための資金繰り支援として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の財務基盤を強化し、新型コロナウイルス感染症特別貸付や利子補給による実質無利子化などを行いました。また、特に大きな影響を受けた事業者を対象に持続化給付金の支給を行いました。

##### (2) ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、観光庁から必要な情報提供や助言を行い、宿泊業界や旅行業界等において、業界団体による感染拡大予防ガイドラインを作成・公表しました。

##### (3) Go To トラベルキャンペーン

感染症の影響により落ち込んだ観光需要を強力に喚起するため、「Go To トラベル」事業を令和2年7月22日から開始し、旅行代金の割引を実施するとともに、地域共通クーポン事業を10月1日から開始しました。本事業では、宿泊・日帰り旅行商品の割引（35%相当額）を行うとともに、旅行先の地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポン（15%相当額）を発行することにより、地域経済の再生を支援することを目的としています。



（参考）国による大規模観光需要喚起キャンペーン「“Go To”キャンペーン」の概要

イ) “Go To トラベル” キャンペーン

旅行代理店等を経由した旅行商品の割引・クーポン券付与等（最大2万円/人泊）

ロ) “Go To Eat” キャンペーン

地域の飲食店で使える食事券やオンライン飲食予約に係るポイント付与等

ハ) “Go To イベント” キャンペーン

イベント・エンターテイメント関連チケット等の2割相当分の割引・クーポン等

ニ) “Go To 商店街” キャンペーン

商店街組織等によるイベント等の開催やプロモーションに要する経費への補助

### 3-2 県のこれまでの取組

#### (1) 資金繰り支援

感染症により、売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資「セーフティネット資金（保証4号及び5号）」、「危機関連対策資金」及び「災害復旧対策資金」により、円滑な資金調達を支援しました。

令和2年5月1日からは、新型コロナウイルス感染症対応資金において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に、一定の要件を満たせば、実質無利子・無担保による民間金融機関を活用した資金繰り支援を行っています。

#### (2) 協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小の事業者へ市町村が実施した協力金の支給に対し、補助を行いました。（1事業者当たり30万円）

#### (3) 中小企業等支援

感染症の拡大によって業績が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が、早期の再起を図るために行う、販路開拓や生産性向上などの取組を支援しました。

（補助率3/4以内、①販路開拓等上限100万円、下限50万円 ②感染防止対策上限50万円）

また、市町村が地域の実情等に応じて実施する事業者への支援に要する経費への補助も行いました。（事業継続支援、家賃補助支援等）

#### (4) 観光事業者向け支援

##### ① 観光・宿泊・飲食事業者クラウドファンディング活用促進事業

（愛するみやぎドットコム）

県内観光関連施設全般を対象としたクラウドファンディング運営主体に対し、手数料などの経費を県が補助しました。（支援者が2割増し利用券を購入。経営資金の調達とともに、未来の顧客を確保）



② 安心な観光地づくり推進事業

PRポスターやステッカー等により、観光事業者等が行う安全・安心の取組について可視化するとともに、優良事例の情報発信を行い、観光客受け入れに向けた機運醸成を図りました。



③ 観光宿泊プラン造成支援事業（せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により低迷した県内の観光需要を喚起することを目的に、旅行業者の商品造成に対する補助を行うとともに、旅行商品への割引補助を行いました。（旅行単価の1/2，最大5,000円割引。Go To トラベル事業と併用可。）



④ 日帰りバスツアー特別支援事業

バス事業者に対する需要喚起施策を講じることを目的に、バスの感染症拡大防止策を含む県内向けバスツアーに限定した補助を行いました。（バス運行補助 60,000円/感染防止策最大 30,000円）

⑤ 観光事業者スタンドアップ支援事業

外出自粛などにより影響を受けた観光事業者に対する需要喚起を目的に、旅館組合等が実施する新型コロナウイルス収束後の集客に繋がる取組や感染症対策の取組に対して補助を行いました。（補助率3/4，上限額：ソフト100万円，ハード300万円）

⑥ 小規模宿泊事業者支援事業（仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン）

新型コロナウイルス感染拡大により、甚大な影響を受けている県内小規模宿泊事業者（概ね20室未満又は定員100名未満）に向けた補助を行いました。（対象：東北6県及び新潟県在住者，旅行単価の1/2補助，最大5,000円割引/人・泊。Go To トラベル事業と併用可。）



⑦ 国内線を利用した宮城県への誘客プロモーション事業

航空事業者に対する需要喚起施策を講じることを目的に、航空事業者と連携した誘客プロモーションを実施しました。（就航地でのプロモーション，航空会社の広告媒体を活用したPR）

### 3-3 市町村のこれまでの取組

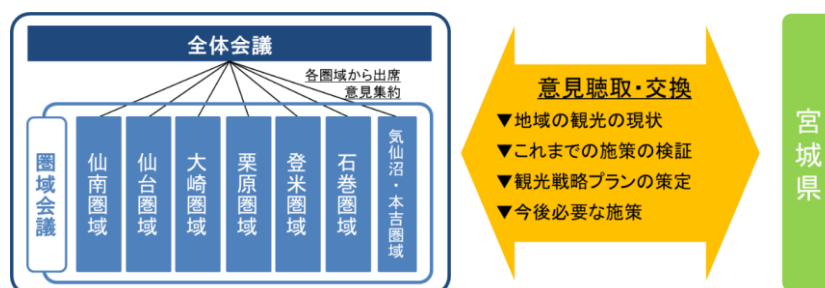
市町村では、休業協力金や支援金、商品券やクーポン券などの発行に加えて、テイクアウト補助など地域の実情に応じた支援を国の地方創生臨時交付金等を活用して実施しています。

内 容	概 要
協力金・支援金	・県の休業要請に係る感染症拡大防止協力金の嵩上げ補助 ・感染症防止策を実施した公共交通事業者に対する補助 等
商品券・クーポン等	・割増し商品券等の発行
そ の 他	・テイクアウトや商品のデリバリー等感染症防止対策に係る補助 ・宿泊事業者や飲食店等への水道料金相当分の補助 ・誘客イベント実施への補助 等

## 4 みやぎ観光振興会議の設立と委員意見

### 4-1 みやぎ観光振興会議の設立

人口減少社会において、経済規模の縮小が見込まれる中、国内外からの交流人口拡大を目指した効果的な観光振興施策を展開するため、地域観光関係者が一体となった観光振興の体制として、みやぎ観光戦略プランや地域観光資源の魅力向上に資する施策等及びそれらの施策の成果等の意見聴取又は意見交換を行う「みやぎ観光振興会議」を令和2年6月に立ち上げ、全体会議と7つの圏域会議において、主に観光需要の回復に向けた施策等を議論してきました。



令和2年6月5日	第1回全体会議
令和2年6月12日から29日まで	第1回圏域会議（全8回※）
令和2年7月14日から22日まで	第2回圏域会議（全7回）
令和2年8月3日	第2回全体会議
令和2年8月26日から9月4日まで	第3回圏域会議（全7回）
令和2年9月10日	第3回全体会議
令和2年10月26日	第4回全体会議
※ 石巻圏域は2回	



#### 4-2 みやぎの観光の現状と課題についての委員からの意見

みやぎ観光振興会議の全体会議及び圏域会議において、委員からの意見を集約し、感染症の影響によるみやぎの観光の現状と課題についての意見を次のとおり取りまとめました。

##### (1) 感染症によるみやぎの観光の現状

- 感染症により観光客、宿泊客が激減しており、交通、飲食、小売業等も含め、観光関係事業者は非常に大きな打撃を受けている。
- 資金繰りの悪化などにより、事業継続が危ぶまれている観光関連事業者も多い。
- 順調な伸びを見せていたインバウンドは国の出入国制限に伴い、ほぼゼロに近い状態。
- 夏祭りやコンサート等の大規模な集客イベント、大型会議は軒並み中止。
- 旅行の自粛など、旅行客の旅行マインドの低下が見られる一方で受入側の観光地も不安を抱えている。
- 旅行客の行動変容により、これまでの観光形態やビジネスモデルの転換を迫られている。

##### (2) 感染症によるみやぎの観光の課題

- 安全安心対策の迅速化、可視化及び情報発信のほか、設備投資や取組への支援が必要。
- 感染症発生時の対策、ガイドライン、イベント開催の支援、再流行への備えが必要。
- フェーズに応じた事業者への支援や県内から東北、国内等へ需要喚起を広げる取組が必要。
- 地域の魅力の再発見や磨き上げと魅力の情報発信、イベント再開の支援等が必要。
- 自然を活用し、三密を回避した体験型コンテンツなど、地域の強みを生かした取組が必要。
- 新しい生活様式・新しい観光に対応したビジネスモデルの転換が必要。
- 5G等の情報通信環境やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応が必要。
- コミュニティやネットワークの再構築、関係人口を増やす取組や情報発信が必要。
- 点から線、線から面へと、観光客が周遊できる広域連携の取組が必要。
- 東北の豊かな自然の活用策として、関心が高まっているワーケーションを進めるべき。
- 今後、発展が見込まれる観光分野にSDGsの思想を掲げるべき。



## 第3章 計画の基本理念と3つの視点

### 1 計画の基本理念

感染症による県内の観光への影響や、みやぎ観光振興会議における県全体に共通する現状、課題、施策の方向性及び取組などの検討結果等を踏まえ、計画の基本理念及び具体的な取組に向けた視点を取りまとめました。

<計画の基本理念>

**安全安心の確保とともに、デジタル変革を進め、新たなビジネスモデルの創出を図り、持続可能で選ばれる観光地をつくる**

旅行形態のシフトやライフスタイルの多様化に加えて、感染症の影響により、人々の行動変容が起きている中、観光の在り方が大きく変化しています。

まず、訪れる観光客や地域の安全安心の確保が何よりも重要であることから、感染症への安全安心対策を講じる必要があります。

その上で、新しい観光のニーズや将来のリスク分散に対応した観光事業者のビジネスモデル転換・強化を支援するとともに、県や市町村はその取組が有機的に（面的に）繋がっていくよう事業を展開していきます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能でより良い世界を目指す目標であり、今後も発展が見込まれる観光分野に対しての貢献の期待は大きいと考えられることから、特徴やターゲットの内容等を生かし、官民がその役割分担のもと連携して、時代や価値観に順応した持続可能なみやぎの観光の基盤を形成していくことを目指します。

形成に向けての共通事項は、デジタル変革を進めることによる新たなビジネスモデルの創出です。従来型のビジネスモデルや誘客手法から脱却し、例えば、事前予約システム、キャッシュレス決済、インターネット通販、クラウドファンディングなど、デジタル技術を積極的に活用することによる、感染症対策やサービスの効率化、事業の多角化に資する転換を促進していきます。また、受入環境のデジタル化、オンラインツーリズムの導入、デジタルマーケティングといった観光分野のあらゆる施策において、デジタル化を加速するとともに、将来的には、インフラやサービス、情報などをネットワーク化することで、交通機関や観光施設での混雑緩和や円滑（シームレス）で非接触（タッチレス）なサービス提供に繋げていきます。

このことから、新しいみやぎの観光を目指すため、令和2年9月に県が発表したみやぎデジタルファースト宣言を踏まえ、観光施策のデジタル変革の必要性を基本認識としつつ、以下3つの視点に基づき事業を展開します。

## 2 具体的な取組に向けた視点

### 視点1 安全・安心の機運の醸成と可視化により、選ばれる観光地をつくる

#### (1) 観光地として選ばれるための安全安心の対策とその見える化

安全安心対策とその見える化は、観光地として選ばれるための必要不可欠な要素です。

観光産業は裾野が広い産業であり、観光業や宿泊業のほか、飲食業や小売業、集客力の高いイベント等も含めて、安全安心対策を行っていくことが必要であることから、感染症対策については、業種別ガイドライン等に基づき、観光事業者が行うソーシャルディスタンスの確保や衛生対策といった取組をまとめ、優良事例を横展開するとともに、感染防止対策の更なる可視化に取り組んでいきます。

旅行者に安心感を持っていただくためには、まずは、住んでいる県民が宮城は安全安心だと感じることが大切です。また、ウィズコロナの旅行においては、旅行者が感染防止の「新しい旅のエチケット」を徹底し、地域に不安を持ち込まないことも重要です。

回復初期段階の県民等による県内旅行を通じて、地域と旅行者の双方向の安心感を醸成し、こうした取組や機運を県内外に発信していくことで、安心マインドを形成していくとともに、「過密を避け少人数で安心して楽しめる空間がある」東北・宮城の強みを組み合わせて、安心でクリーンな選ばれる観光地を目指します。

#### 【施策の展開例】

- ・ 各観光事業者や地域の観光関連組合等が行う感染症対策への支援
- ・ 観光地として選ばれるための安全安心の更なる可視化と情報発信
- ・ 観光事業者が安心しておもてなし等ができる体制の構築
- ・ 大規模災害時における観光客の危機管理体制の確認

#### (2) 入国制限緩和や地域の観光関連を見据えたインバウンドへの取組

中長期的な視点では、インバウンドは引き続き重要であり、入国制限の緩和後に東北・宮城として需要を取り込むことができるよう、継続して取組を進めることが必要です。

訪日外国人旅行者に訴求力が高い歴史・文化や、宮城の強みである豊かな自然や食と癒やしに加えて、サイクルやトレイルといったアウトドアでのアクティビティといったコンテンツの魅力を高め、魅力ある観光資源を県内在住外国人等と連携し、効果的に情報発信する一方で、海外の感染症対策に適応した取組や、対応可能な病院の一覧など、旅行中の安心感に繋がる情報を一般旅行者向けに発信するとともに、海外の旅行会社や国内に拠点を持つ外国人向け旅行会社等を対象としたプロモーションを展開します。また、コロナ収束後に更なる訪日外国人旅行者を呼び込むためにも、多言語対応や通信環境の整備への投資に留まることなく、館内のリノベーションや外国語対応人材の活用、食習慣などの生活様式に対応した受入体制整備の取組を推進していきます。

#### 【施策の展開例】

- ・ 自然や食と癒やし、アウトドア等の滞在・体験コンテンツの整備
- ・ 県内在住外国人等と連携した観光資源の魅力を伝える情報発信
- ・ 仙台空港国際線の再開にあわせたプロモーションの展開

### (1) 社会経済活動の回復フェーズに応じた取組の推進

ワクチンや治療薬が開発され、全世界的に観光需要が回復するまでの間は、感染症との共存も視野に入れながら、感染拡大の波を想定して、回復フェーズに応じた取組を推進していきます。

感染拡大防止期においては、観光事業者の事業継続と雇用維持を下支えするための資金繰り支援のほか、早期の経営資金の調達と未来の顧客確保に繋がる取組を支援します。

観光需要の回復は、県内や東北からの宿泊観光客数割合が高い特徴を生かしながら、近郊旅行から、県内、東北、国内、海外と同心円を徐々に大きくしながら回復していく動態を捉えた取組を進めます。

その際、県の需要喚起キャンペーンと併せて、国のキャンペーンとも相乗効果を図り、新たな観光客を呼び込むと同時にリピーターを増やす取組により、旅行者との繋がりを再構築していきます。

#### 【施策の展開例】

- ・ 観光事業者の事業継続・雇用維持の下支えとなる資金繰り支援
- ・ 近郊旅行から回復するため、県内・東北からの域内流動の促進
- ・ 県内観光事業者の集客回復に向けた取組支援

### (2) 地域の魅力の再発見と旅行者の受入体制の構築

感染症拡大防止の観点から、都道府県を跨いだ長距離移動を伴わないような近郊旅行や県内旅行の機会を増えることをチャンスと捉え、例えば、県北地域と県南地域の相互交流など県内在住者向けの新たな取組を進めるなど、地域の特性や魅力を再発見・再認識する機会（きっかけ）を提供する取組を推進するとともに、仙台空港や仙台駅からのアクセス向上や地域内周遊のための二次交通の利便性向上など受入環境の充実に取り組みます。

さらに、持続可能な観光地を形成していくためには、地域が一体となって、環境整備を進めることが重要であることから、地域において、観光産業がもたらす価値や観光振興に対する理解を深め、地域の観光を担う若手人材への支援等も含めた受入体制の構築・強化を進めます。

#### 【施策の展開例】

- ・ 広域周遊に繋がる地域の観光資源の発掘・磨き上げ及び商品造成
- ・ 圏域内の観光関連事業者が一体となった観光地づくりの支援・観光人材の育成
- ・ 地域の住民や観光事業者が観光資源の魅力を再認識するシビックプライドの醸成

### (3) 交流人口の拡大に加えて関係人口の拡大へ

日本全体が人口減少、とりわけ地域の定住人口の減少が加速化する中では、単なる交流人口の拡大に留まることなく、将来的にもその地域に関わっていく関係人口を拡大・構築していくことが重要です。

感染リスクを回避しながら、休暇と仕事を両立させる新たなワークスタイルとして関心が高まっているワーケーションの推進は、今後の新たな観光の在り方に繋がり、令和2年9月には「宮城ワーケーション協議会」が設立されるなど、観光業界の苦境を抜け出す糸口にも繋がること



期待されることから、産学官金が一体となって、ワーケーション先として選ばれる観光地づくりを進めていきます。また、教育旅行などで訪れた場所は、その特別な体験とともに、その人のライフサイクルにおいて長く記憶に残り続けるなど、訪れた地域でしか味わえない特別な体験を提供することで、高い満足感を得るとともに、その地域への関心が高まり、将来的にその地域のファンやサポーターとして、何らかの形で繋がり続けることが期待されます。

このように、一時的な需要喚起だけに終わらせることなく、地域との交流プログラムなど関係性の継続に繋がる取組を支援していきます。

#### 【施策の展開例】

- ・ ワーケーションに意欲的な企業・団体のマッチング支援及び受入環境整備、首都圏への情報発信
- ・ 教育旅行の積極的な誘致とその後の関係継続への取組
- ・ 地域学習プログラムを含んだワーケーションツアーの造成
- ・ 地域課題解決型ツーリズム

### 視点3 ニューノーマルに適応したビジネスモデルに転換し、新たな観光を創出する

#### (1) 新しい価値観からみやぎの新しい観光創出へ

コロナ禍において、新しい生活様式に適応しながら、観光関連事業者はこれまでと同様に経営を維持していかなければならず、今後、ビジネスモデルの転換を迫られており、自社の強みや事業形態を分析し、次の一手に向けて、動き出す素地を作り出すことが重要です。

「みやぎデジタルファースト宣言」においては、デジタルファーストによる県内産業の活性化を掲げ、地域の稼ぐ力を生み出し、県内産業の生産性の向上やイノベーションの創出を図ることとしています。

そのためには、例えば、デジタル技術等の活用による固定費削減、宿泊施設における新たなニーズへの対応と（客室の改装等）事業の多角化などにより、収益を安定して確保できるよう単価や平日の客室稼働率の引き上げをはじめ、付加価値のある商品や新しいおもてなしの提供などといった取組が考えられます。また、新たな観光モデルとして、ウィズ・アフターコロナにおいては、旅行客が地域に不安を持ち込まないことはもちろん、地域の環境にも配慮するなど、観光客と観光地、観光施設が地域に一定の責任を持つレスポンシブル・ツーリズムを展開することで、持続可能なみやぎの観光を目指します。

#### 【施策の展開例】

- ・ ビジネスモデルの転換への取組支援（建物のリノベーション・ワーケーションの拠点化）
- ・ 観光客と観光地等が地域に一定の責任を負うレスポンシブル・ツーリズムへの転換
- ・ みやぎデジタルファースト宣言を踏まえたデジタル変革に対応した取組の推進（各事業及び受入環境のデジタル化、デジタルツアー、デジタルマーケティング、MaaSなど）
- ・ Glow with Googleなどと連携したデジタル人材の育成
- ・ 観光に関連する諸制度への対応

## (2) みやぎにしかないアドバンテージ（東北 DC, 東京オリパラ, 復興10年）を生かす

令和3年は、東日本大震災から10年の復興の節目の年であるとともに、復興に向けて歩む東北の姿を見ていただき、これまでのご支援に感謝の気持ちを伝えることを目的に、官民連携で東北の魅力を発信し、東北観光のブランド化を東北6県で推進する東北デスティネーションキャンペーンの開催や、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催といった宮城にしかないアドバンテージがあります。

初めて宮城県を訪れる方が多く見込まれる中で、復興祈念公園や震災遺構、語り部などの災害を経験した地域ならではの震災復興や伝承のコンテンツを生かした取組とも相乗効果を図りながら、未来に繋がるみやぎらしい新しい観光を創出していきます。

### 【施策の展開例】

- ・ 宮城にしかないアドバンテージ（東北デスティネーションキャンペーン, 東京2020オリンピック・パラリンピック, 連続テレビ小説「おかえりモネ」〔NHK〕）との相乗効果を図る取組への支援

## 第4章 県内各圏域の施策の方向性

みやぎ観光振興会議の各圏域会議における委員からの観光を巡る現状と課題、施策の方向性についての意見を次のとおり取りまとめました。

### 仙南圏域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

#### 圏域の観光の現状

- 各宿泊施設や観光施設それぞれが単独で頑張っているが、地域全体としての誘客活動が弱い。
- 現状では蔵王は山形のイメージも強く、圏域全体では蔵王のブランドを生かしきれていない。
- 弱みだった点在する観光資源も、発想を転換し、密にならないという発信方法は良い発想。
- 「みやぎ蔵王三十六景」を活用した食と観光のブランド化の取組は、仙南として良い取組。

#### 圏域の観光の課題

- 近くの客に蔵王の魅力を再認識してもらえる取り組み。仙台をマーケットとして捉える。
- 蔵王は首都圏若者に対して知名度が低い。県民と首都圏の認識の違いを意識する必要。
- 全国への蔵王ブランドによる宮城の魅力発信と海外への山形と連携した「蔵王(ZAO)」の発信。
- 各観光施設間、農業・宿泊業・観光業・製造業など部門間、及び交通ネットワークとの連携。

#### 圏域の施策の方向性及び取組

(1) 当面、近郊観光需要の取り込みにより、事業者の事業継続・雇用維持を図るとともに、with コロナ時代に求められる新たな観光価値（No 密、安全安心、健康 等）の提供に向けて、従来からの強み（温泉、自然（みやぎ蔵王）、アクセス（仙台近郊、新幹線、空港））に加え、点在する多様な観光資源・過度に混雑しない観光施設等、これまで弱みとされてきたものも、この変革の機会を捉え強みに転換

- 安全安心対策コストへの支援、安全安心対策（具体的な取組み）の情報発信【短期】
- 少ない収容人数・売上の中で利益を出すための経営体質改善や新たなビジネスモデル転換への支援【短期】
- 行政側で支援メニューを用意するのではなく、事業者がやりたいことに対する支援【短期】
- MaaS と関連付け、密や混雑にならない安全・安心情報の共有・ネットワーク化【短・中長期】
- 温泉街活性化、イメージ向上、バーチャル観光を動画配信、朝型観光へシフト【短・中長期】
- 温泉ワーケーションへの環境整備、ワーケーション・移住希望者への情報発信【短・中長期】

(2) まずは地元の方々に地元の良さを知ってもらい、次に仙台、県内、隣県からの誘客促進。地域にある資源の掘り起こし、磨き上げと、それらを結び付けたPR等により、見ていただく、買っていただく実需に繋げ、地域に利益を還元

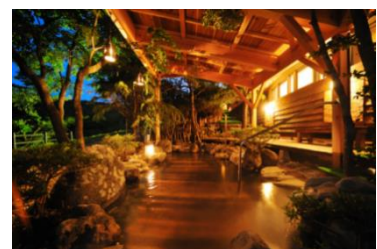
- 宮城県民が県内を周遊するキャンペーンの実施【短期】
- 仕事での来訪者を通じた“安全安心”の情報発信、広告塔としての活用【短期】
- 将来的なインバウンドや国際交流の観点から、生活困窮外国人留学生対象ツアー等【短期】
- 宿泊、交通など観光関連事業者間の連携強化【短・中長期】
- 体験・「コト」消費の推進、サイクルツーリズムの呼び込み【短・中長期】
- 仙南地域の一体的なポータルサイトによる情報発信、「地域の逸品」を中心とした仙南地域 EC サイト立上げ【短・中長期】



みやぎ蔵王 御釜



一目千本桜・船岡城址公園  
(大河原町・柴田町)



みやぎ蔵王温泉郷  
(白石市・蔵王町・川崎町)

**仙台圏域**（仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村）

### 圏域の観光の現状

- 感染症の影響で観光客・宿泊客が激減し，宿泊業・飲食業など，幅広い業種で売り上げが減少している。
- 6月頃から人出が戻りつつあるが，平年並みまでは回復していない。
- 関東圏，関西圏の大都市の市場は魅力的だが，そこから東北に来るまで時間がかかる。
- 家族，子供連れのお客様はまだ不安があるため，宿泊客はビジネス層に集中すると思われる。
- インバウンドや若い世代はネット環境を重要視し，SNSを積極的に活用している。

### 圏域の観光の課題

- 首都圏や関西圏，海外からの誘客は当面見込めず，圏域内・県内，東北での流動を促す必要がある。
- 県内での人の流動が大事であり，そのためには県民の気持ち（シビックプライド）の醸成が重要である。
- ビジネス客やインバウンド，若い世代への対応として，デジタル技術の活用が必須になってくる。
- 新たな需要に対応した観光を推進する必要がある。

### 圏域の施策の方向性及び取組

#### （1）マイクロツーリズムなどの域内流動の促進

- 圏域内の地域ごとに対象を絞った誘客促進の取組（R2：黒川地域）【短期】
- 宮城-山形間の相互交流を促進する取組【短期】
- デジタルスタンプラリー（周遊型・在宅型）により誘客を促進する取組【短期】
- 公共施設等の無料化により冬季の街歩きを促進する取組【短期】

#### （2）地域の魅力に対するシビックプライドの醸成

- 東北DCに向けて圏域内の観光素材を発掘し，磨き上げる取組【短期】
- 県内外住民から観光素材を募集し，その魅力を発信する取組【短期】

#### （3）ビジネスモデルの転換に対応した新たな観光の推進

- 宿泊施設の活用を促進する地域観光グループの形成・展開を支援する取組【短・中長期】
- Wi-Fi・5Gの環境整備を支援する取組【短・中長期】



仙台城跡（仙台市）



五大堂（松島町）



鹽竈神社（塩竈市）



## 大崎圏域（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）

### 圏域の観光の現状

- 観光客入込数は震災前まで1,000万人前後で推移していたが、平成30年は935万人となっており、いまだ震災前の水準には達していない。
- 宿泊観光客を居住地別にみた場合、県全体と比べて「県内居住者」の割合が高く、県外では「関東・東北地方」の割合が高い。また、観光客入込数に対し宿泊観光客数の割合が県全体と比較し低く、日帰り需要が多い傾向にある。
- 感染症拡大の影響により、地域経済、特に観光関連業に大きな打撃があり、宿泊施設においては、対前年比1割程度の宿泊観光客数となっている。

### 圏域の観光の課題

- 消費マインドや外出マインドが著しく低下していることから、各施設における普段の感染予防の取組をPRすることにより、旅行しようという雰囲気づくりをする必要がある。
- テレワーク等の仕事のあり方が注目されており、閉店した店舗の利活用も兼ねて、健康を売りにしたワーケーションを推進したいとの地元の意見があるが、通信機器が硫黄ガスにより早期に劣化するため、機器更新による経費負担が重く、なかなか進まない現状にある。
- 今後は比較的近距離にある他県、県内の観光客がメインターゲットになると想定しているが、どのような団体・個人を想定した観光がありえるのかの調査・分析がなされていない。
- 宿泊地周辺の周遊による宿泊観光客数の増加に向け、複数の近隣地域（例：鳴子温泉郷と岩出山地域）が連携した取組が不足している。

### 圏域の施策の方向性及び取組

- （1）宿泊施設が「安心」と認識されることへの対策
  - 安心ステッカー貼付店舗・施設への確認や指導【短期】
  - 徹底したコロナ対策事業と支援【短期】
  - 他県よりも「安心」の施策をとっていることのアピール【短期】
- （2）第二波に対応できる新しいビジネスモデルの推進
  - 旅館等をWEB会議の会場として提供（ワーケーションの推進含む）【短期】
  - 旅館等の地域内利用の促進【短期】
  - 旅館等の平日利用の推進【短期】
- （3）地域が一体となって取組む観光振興の推進
  - 観光気運醸成に係る取組【短期】
  - 教育旅行等向け一元的相談窓口の設置【短期】
  - 大規模な会議等の誘致【中長期】



鳴子温泉郷「滝の湯」（大崎市）



涌谷城（涌谷町）



やくらい WALL（加美町）

## 栗原圏域（栗原市）

### 圏域の観光の現状

- 「宿泊関係」や「飲食関係」を中心に、観光関連産業全体で大変厳しい状況が続いている。
- 「宿泊関係」では、外出自粛による相次ぐキャンセルや、首都圏等からの予約を断るなど、休業を余儀なくされた施設もある。また、「飲食関係」でも、宴会等の自粛など、厳しい状況が続いている一方で、テイクアウト商品を扱う飲食店等も増えてきている。
- 毎年の催事や栗原地域の強みでもある「体験型イベント」のほとんどが中止となった。

### 圏域の観光の課題

- 滞在型観光の推進にあたり、圏域内を周遊するための2次交通が不足している。
- 「地域全体の安全・安心」の確保のため、関連産業間の協調が重要である。
- 市民が近場の観光資源や、その良さを再認識する機会（きっかけ）づくりが重要である。
- 山間部を中心に通信インフラ整備が進んでおらず、安全面からも早期整備が必要である。

### 圏域の施策の方向性及び取組

#### （1）地域全体で一丸となった安全・安心体制整備とその「見える化」

- 宿泊施設や飲食店、観光施設等を対象とした地域独自の「ガイドライン」整備とその遵守を促進し、その有効性を旅行者に分かりやすく発信する施策の推進【短期】
- 市民や観光関連施設等で働く従業員等が、感染拡大の不安なく観光客の受入れができるよう、訪問客に対して、マスク着用等の協力を呼びかける取組等【短期】
- 接触確認アプリの利用等、観光客等のデジタル化に対応した携帯電話の不通地区の解消に向けた取組等【短期～中長期】

#### （2）「新しい生活様式」に合わせた資源の磨き上げとマイクロツーリズムの推進

- 市民が身近にある自然や食、文化等の良さに気づく機会提供や、ふるさと教育を通して、地元の魅力を再認識し、それらを楽しむ近場観光の推進【短期】
- 家族などの限られた範囲の小規模・少人数による長期滞在型の旅行企画や、通好みの旅行企画など、客層に合わせたコンテンツの磨き上げ【短期】
- ネット通販やオンライン会議、テレワーク等、「新しい生活様式」に対応した日常生活や働き方に対応するためのデジタル化の推進【短期】

#### （3）お客様との「関係づくり」に重点を置いた集客戦略

- 関係人口の創出・拡大を推進し、地域住民との繋がりづくりや情報発信等の拠点となる「関係案内所」の設置など、コーディネート体制の構築を支援【短期】
- 「自然の豊かさ」という優位性を生かした豊富な体験プログラム等を積極的にアピールして、修学旅行や体験学習等の誘致を推進【短期】
- 売上減少に直面している事業者等を支援するため、栗原市出身者や在京ふるさと会等による地場産品の購入等のふるさと応援活動を推進【短期】



栗駒山（栗原市）



伊豆沼・内沼（栗原市）



栗駒山麓ジオパークビジターセンター  
（栗原市）

## 登米圏域（登米市）

### 圏域の観光の現状

- 大震災前と比べ統計上は観光客入込数が増えているが、地元事業者にはそうした実感はない。
- 通過型観光客がほとんどで、風土マラソン等の参加者もイベントに来て帰るだけ。
- 大手旅行会社の社員が登米市のことを知らない。知っていても明治村、長沼程度。
- 大手旅行会社と契約している観光施設が少なく、造成されるコースに登米が入りづらい。
- 以前は大型バス観光が主流だったが、最近は中型バスが増加。少人数化している。
- 宿泊はビジネス客が主。他には帰省客、冠婚葬祭に来た人が泊まる程度。

### 圏域の観光の課題

- 風土マラソンや、はっとフェスティバル等のイベント参加者をどのように登米市内の観光に繋げていくのか。二次交通を含めて、点と点を結ぶ仕組みづくりが必要。
- 自然や公園を生かしつつ、キャッシュポイントを考慮した観光地づくりが必要。
- 登米の観光振興を自分事として考えられる人材の育成、住民が登米の魅力を確認する機会の創出、また、それらをコーディネートしまとめられるリーダー、牽引役が必要。
- 登米の認知度が低く、効果的な魅力の発信や、旅行会社等へのPRと連携が必要。
- 登米の観光、観光地づくりの方向性等をいま一度、市民を挙げて議論する必要がある。

### 圏域の施策の方向性及び取組

#### （１）圏域観光の周遊促進

- 風土マラソン等イベント来訪者等を圏域内の観光地等へ誘導する仕組みづくり【短期】
- 豊かな自然や地元食材が楽しめ、農林業体験もできる滞在型コンテンツの拡充【短・中長期】
- 選ばれる、魅力ある観光資源の掘り起こしと磨き上げ、受入態勢の整備【短・中長期】

#### （２）圏域観光地の発信力向上

- ソーシャルメディア等を活用した効果的な観光PRの推進【短期】
- 中核的な観光地「みやぎの明治村」等圏域観光地の魅力を再発信【短期】

#### （３）「おかえりモネ」で知名度アップ

- ロケ地という絶好の機会を生かし、気仙沼市と一体となったプロモーションの展開【短期】
- ロケ地巡り等の旅行イベントを企画・開発し、圏域観光を促進【短期】

#### （４）圏域一体となった観光地域づくりの推進

- 圏域の観光地域づくりについて、住民の意識啓発と機運醸成【短・中長期】
- 圏域観光をコーディネートできるリーダー的な人材、組織の育成【短・中長期】



東北風土マラソン&フェスティバル  
（登米市）



みやぎの明治村 教育資料館  
（登米市）



農作業体験（登米市）



## 石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）

### 圏域の観光の現状

- 新型コロナウイルスの影響でインバウンドが皆無、遠隔地からの観光客が激減
- 今回の影響前から、域内交通の不便さがアンケート結果等により指摘
- 石巻圏域は県内他観光地に比べ、観光情報が収集し難いとの調査結果

### 圏域の観光の課題

- 今後見込まれる県内等近郊からの観光・宿泊需要に、如何に応えるか
- 二次交通の利便性を図り、如何に周辺部観光地へも観光客を呼び込むか
- 観光情報や魅力を発信し、如何に知名度の向上と来訪の喚起を図るか

### 圏域の施策の方向性及び取組

#### 【施策の方向性】

- ウィズコロナ期に関心が高まる近郊旅行（マイクロ・ツーリズム）需要に石巻圏域としていち早く対応する。
- この機を捉え、従前からの課題であった石巻圏域内の二次交通や、観光客などに向けた情報発信を改善させることを通じて、アフターコロナ期へのステップアップを図る。
- 石巻圏域が一体となって実施できる回復策は、圏域内の関係者間で役割を分担しつつ、スピード感をもって講じていく。

#### 【短期的に実施すべき取組】

##### （１）近郊観光〔マイクロ・ツーリズム〕

- 新しい生活様式にも通じる「適疎」な観光の考え方の整理及び「適疎」な観光の浸透
- 地元石巻圏域の歴史的な魅力を再発見するための観光資源の面的な整備
- 半島部や離島部などでテレワークやワーケーションを実施する施設及び設備の整備
- 安全安心に関する学校教育や企業研修などの実施に対する官民連携での支援
- 県内学校や職場における休暇の分散化推進

##### （２）二次交通〔アクセス・トラフィック〕

- 半島部や離島部などの交通過疎地でのバス路線やタクシー利用の利便性向上
- 石巻圏域内の主なJR駅などへのレンタルサイクル施設の整備
- 石巻圏域での複数の航路を乗り継ぎ移動できる仕組みの整備

##### （３）情報発信〔デジタル・トランスフォーメーション〕

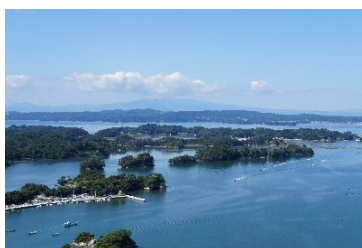
- 半島部や離島部など情報過疎地域での無料Wi-Fi設備の整備
- 県内主要観光地（仙台・松島など）からその先へと観光行動を促す情報の一元的な発信
- 宿泊施設や飲食店などにおける非接触型サービスの導入の促進

#### 【圏域として早急に実施しようとする取組】

- 観光マップ記載…離島航路や路線バスなどに関する情報の圏域の観光マップへの記載
- 地域の魅力伝達…石巻圏域の魅力を在京旅行雑誌や旅行サイトのライターなどに宣伝
- 県外物産観光展…石巻圏域の食材や物産や観光などを紹介するイベントを県外で実施
- 安全安心の向上…感染症の専門家を講師に招いて感染症予防や危機管理の知識を向上
- SNS発信促進…旅行中・後の発信を狙ってハッシュタグの共通化や写真投稿を促進
- オンライン実施…観光オンライン体験ツアーなどのデジタルコンテンツを作成し実施
- インセンティブ…石巻圏域の住民の地元宿泊施設の利用に対しインセンティブを付与
- 地元魅力再発見…埋もれる歴史的な地元魅力の再発見によりシビックプライドを醸成
- バスツアー運行…牡鹿・雄勝方面や宮戸方面など周辺部へ日帰り観光バスツアー運行
- タクシーで周遊…石巻圏域内の鉄道の主要駅からのタクシーによる周遊ツアーを造成
- 石巻地域ファン…ボランティア経験者などを対象に「石巻地域ファンクラブ」を募集



金華山（石巻市）



大高森からの眺望（東松島市）



シーパルピア女川（女川町）



## 気仙沼・本吉圏域 (気仙沼市, 南三陸町)

### 圏域の観光の現状

- 大型バスや大規模宿泊施設による団体旅行が減少する一方、密になりがちな屋内が避けられアウトドア人気が高まるなど、観光の形態やニーズに変化が生じている。
- 首都圏など感染症拡大地域との往来には、躊躇・不安が見られる状況。一方で、教育旅行の行先については、首都圏などが避けられる中、当圏域の人気が高まっている。
- コロナ感染症拡大以前からの状況として、魅力ある観光資源が多数存在するも外部への情報発信力が弱いこと、仙台駅や空港からの公共交通アクセスが良くないこと、などがある。
- 三陸道沿岸道路の延伸のほか、NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」の舞台に決まるなど、誘客に向けて新たにポジティブな要素が生じている。

### 圏域の観光の課題

- 観光の形態やニーズの変化を的確に捉えた振興施策を講ずる必要。また、感染リスクに対する地域と旅行者の双方向の安心感を高める具体的な対応策が必要。
- 圏域における滞留性・周遊性を高める工夫が必要。
- 当圏域の安全安心面や観光の魅力が外部により効果的に伝わるよう情報発信の強化が必要。
- 圏域のアドバンテージを最大限に活用した新たな施策展開が必要。その際、三陸沿岸道路を利用する観光客が当圏域を通過せず降り立ってくれるような誘因策が必要。
- 圏域への公共交通アクセスの改善が必要。

### 圏域の施策の方向性及び取組

- (1) 滞留性・周遊性を高めつつ、安全・安心で新たな観光ニーズに対応した観光モデルの構築
  - マリンアクティビティ、トレッキング、サイクリングなどを組み込んだ体験型、震災遺構訪問や漁業体験の出来る学習型、隣接市や岩手県南地域を含めて周遊する広域型等、観光資源・食・宿泊・ショッピングなどを一体的に楽しめる新たな観光パッケージの造成【短期】
  - エリア・利用者限定の割引宿泊券の発行など、県内在住者向けなどの誘引策【短期】
  - 圏域のアドバンテージを活用した、ドライブマップの作成やスタンプラリーなど三陸沿岸道路と絡めた誘引策や、NHK連続テレビ小説を生かした効果的な観光プロモーション【短期】
- (2) 選ばれる観光地となるための効果的な情報発信
  - SNSなど幅広い媒体による、圏域の観光情報の発信や安全安心の取組の可視化(県内・東北・新潟向け【短期】、全ての県外地域・インバウンド向け【中長期】)
- (3) 圏域への公共交通アクセスの改善
  - 乗り継ぎダイヤの改善に向けた調整【短期】や、接続交通運行への助成【中長期】



安波山から望む気仙沼湾  
(気仙沼市)



キラキラ丼 (南三陸町)

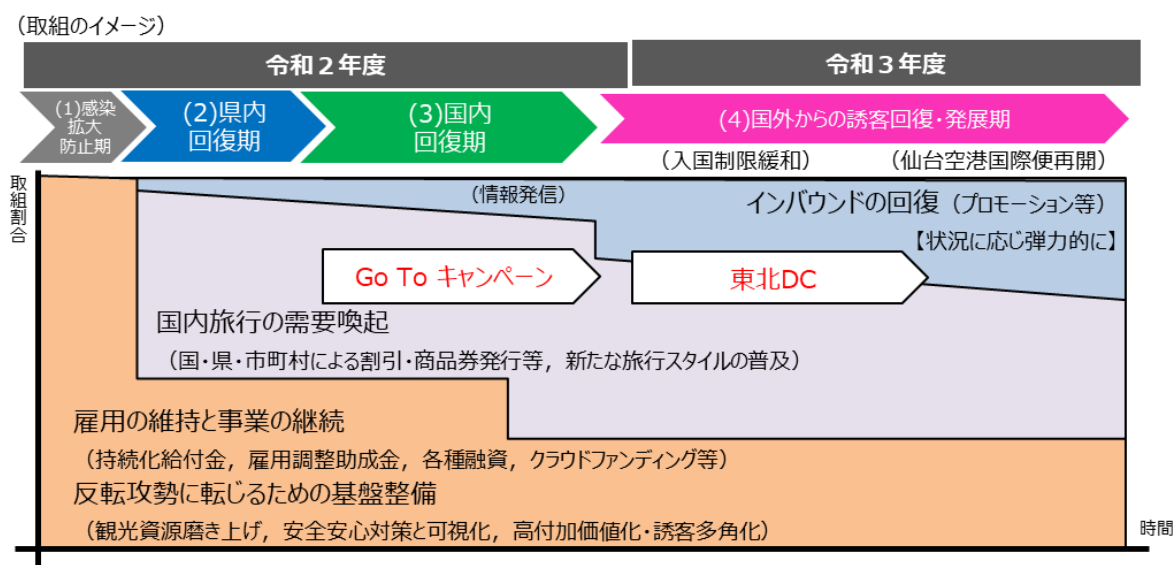


宮城オルレ「気仙沼・唐桑コース」  
(気仙沼市)

## 第5章 観光需要の回復フェーズに応じた具体的な取組

回復戦略では、感染症の影響による観光需要の回復フェーズを以下の4段階に整理した上で、各段階に応じた対策や季節変動に応じた切れ目のない取組を進めていきます。

- (1) 感染拡大防止期 徹底した感染拡大防止対策を講じる時期（積極的助走期間）
- (2) 県内回復期 近隣日帰り旅行や県内宿泊旅行による県内流動の回復期
- (3) 国内回復期 国内の滞在型旅行による国内流動の回復期
- (4) 国外からの誘客回復・発展期 訪日外国人旅行者の呼び戻し・社会構造変化に向けた新たな需要へのシフト（ニューノーマルな観光の創出）



なお、県内の感染拡大の波は令和2年5月末までに一旦収束しましたが、6月中旬から再び感染拡大しています。世界でも感染の流行が継続しています。本計画では、トレンドとしては収束に向かうシナリオを想定していますが、ワクチンや治療薬が開発されるまでの間は、感染拡大の波が想定されるため、感染の状況に応じ、弾力的に取り組んでいきます。

## 県の取組事業

### 視点1 安全・安心の機運の醸成と可視化により、選ばれる観光地をつくる

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
安心な観光地づくり推進事業	PR ポスターやステッカー等により、観光事業者等が行う安全・安心の取組について可視化するとともに、優良事例の情報発信を行い、観光客受け入れに向けた機運醸成を図ります。	○		○	○	○	○	観光課
観光事業者スタンドアップ支援事業	外出自粛などにより影響を受けた観光事業者に対する需要喚起を目的に、旅館組合等が実施する新型コロナウイルス収束後の集客に繋がる取組や感染症対策の取組に対して補助を行います。	○		○	○	○		観光課
商店街スタンドアップ支援事業	外出自粛などの影響により集客が落ち込んだ商店街組合などが実施する新型コロナウイルス収束前後の集客や売上げ回復に繋がる取組及び感染症対策の取組に対して補助を行います。	○		○	○	○		商工金融課
大崎圏域宿泊施設等安心醸成事業	環境衛生のプロによる宿泊施設等のコロナ対策の状況確認及び助言やマスコミを利用した事業実施の対外的PRを行うほか、宿泊客に対するコロナ対策への協力内容の整理・決定を行います。	○		○	○			北部地方振興事務所
「安全・安心な観光地づくり」推進事業	新型コロナウイルス感染症に係る安全・安心対策ポスターの作成や新型コロナウイルス感染症に係る安全対策講習会を行います。	○		○	○	○	○	北部地方振興事務所栗原地域事務所
アプリ活用感染症拡大防止支援事業	過去にクラスターが発生した業種の店舗等の対象施設を利用する場合には、利用者がメールアドレスを県の電子申請システムに登録することにより、当該施設において感染者が認められた場合、利用者に対し、迅速に感染情報等をメールで伝達する「みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)」の提供を行います。	○	○	○	○	○	○	情報政策課
県民会館感染症対策事業	県民会館の感染症拡大防止対策にあたり必要な設備等を導入します。	○		○				消費生活・文化課

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
慶長使節船ミュージアム感染症対策事業	慶長使節船ミュージアムの感染症拡大防止対策にあたり必要な設備等を導入します。	○		○				消費生活・文化課
感染症発生対策事業	旅行者を含めた一般の方から新型コロナウイルス感染症に関する健康相談を受け付けるための電話相談窓口(コールセンター)の運営を行うとともに、感染者発生時は積極的疫学調査や入院措置等により感染拡大防止を図ります。	○		○				疾病・感染症対策室
ハラル対応食普及促進事業	多様な食文化・食習慣に対する県内事業者の正しい理解を深めるとともに、県産農林水産物の魅力を生かしたメニュー・食品開発等の支援を行います。	○		○				食産業振興課
仙台空港感染症対策強化支援事業	仙台空港における感染症対策の強化を図るため、仙台国際空港株式会社が行う対策強化に向けた取組を支援します。	○		○	○	○	○	空港臨空地域課
多文化共生推進事業	新型コロナウイルス感染症に関する情報発信機能の強化及び健康相談窓口(コールセンター)の多言語化により、外国人の不安解消を図ります。	○	○	○	○	○	○	国際企画課
先進的インバウンド促進事業	海外市場を対象としたコンテンツ開発やインバウンドに対する受入環境整備等を実施し、コロナ禍のインバウンド回復に備えた観光拠点化への整備を促進します。	○	○	○	○	○	○	国際企画課
長期滞在型観光プロモーション事業	令和3年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として本県の情報発信を行うことで、インバウンド回復に向けた認知度向上を図ります。	○		○	○	○	○	国際企画課
県内在住の外国人を活用した情報発信事業	宮城県の認知度向上と訪問意欲を喚起するため、県内在住外国人のネットワークを活用したSNSによる情報発信を行います。	○		○	○	○	○	国際企画課
外国人観光客誘致促進事業費	台湾市場を主に、現地サポートデスクやSNS等を通じ、直接往来することができない現地の旅行会社や個人消費者向けに、アフターコロナを見据えた情報発信を行います。	○		○	○	○	○	アジアプロモーション課

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	県海外事務所と連携し、現地セールスコール等を通じ、原発風評被害が根強い中国、香港、韓国市場において、渡航再開後を見据えたプロモーション事業を行います。	○		○	○	○	○	アジアプロモーション課
東北連携による外国人観光客誘致促進事業	ウィズコロナ、アフターコロナのなかの東京オリンピック・パラリンピック開催に備え、国内のインバウンド関係者向けの招請事業やプロモーションを行います。 併せて、東北の二次交通対策による受入環境整備を行います。	○		○	○	○	○	アジアプロモーション課
他県連携等による外国人観光客誘致促進事業	商品造成及び OTA サイトでのオンラインプロモーションにより、渡航再開後を見据えた誘客活動を実施します。 併せて、県内飲食店のインバウンド受入環境整備に必要な支援を実施します。	○		○	○	○	○	アジアプロモーション課

**視点 2**

**回復フェーズに応じた取組を推進するとともに、観光資源の魅力を再発見し、地域と旅行客の関係を深める**

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
通年観光キャンペーン事業	キャンペーンキャラクターを起用し、ガイドブックやポスター等の各種PRツールの製作・展開や、県内を周遊するスタンプラリーの実施など、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図ります。	○	○	○	○	○	○	観光課
東北デスティネーションキャンペーン推進事業	令和3年4月から9月まで開催される「東北デスティネーションキャンペーン」により、復興に向けて歩む東北の姿を見ていただき、これまで国内外から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを伝えるとともに、新型コロナウイルスにより落ち込んだ観光需要の回復を図ります。	○	○		○	○	○	観光課
宮城オルレ推進事業	韓国済州島発祥のトレッキングコース「オルレ」の宮城県版「宮城オルレ」を県内各地で整備し、魅力あるコンテンツとして磨き上げ、国内外からの誘客促進・交流人口の拡大を図ります。	○	○	○	○	○	○	観光課
教育旅行誘致促進事業	新型コロナウイルスの影響により北関東エリアから宮城県が注目されていることを契機と捉え、本県への教育旅行の誘致を促進するため、教育旅行コーディネートセンターの運営、セミナーや学校訪問及びバス助成金等を実施します。	○	○	○	○	○	○	観光課
観光・宿泊・飲食事業者クラウドファンディング活用促進事業	県内観光関連施設全般を対象としたクラウドファンディング運営主体に対し、手数料などの経費を県が補助します。	○		○	○	○		観光課
観光事業者スタンドアップ支援事業【再掲】	外出自粛などにより影響を受けた観光事業者に対する需要喚起を目的に、旅館組合等が実施する新型コロナウイルス収束後の集客に繋がる取組や感染症対策の取組に対して補助を行います。	○		○	○	○		観光課

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
観光宿泊プラン造成支援事業（せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン）	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により低迷した県内の観光需要を喚起することを目的に、旅行業者の商品造成に対する補助を行うとともに、旅行商品への割引補助を行います。	○			○			観光課
日帰りバスツアー特別支援事業	バス事業者に対する需要喚起施策を講じることを目的に、バスの感染症拡大防止策を含む県内向けバスツアーに限定した補助を行います。	○			○			観光課
東北・新潟共同メッセージ	旅行者に安心できる旅をしてもらうことを目的に、東北、新潟、仙台市長、新潟市長及び東北観光推進機構会長による共同メッセージを発信します。	○			○	○		観光課
小規模宿泊事業者支援事業（仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン）	新型コロナウイルス感染拡大により、甚大な影響を受けている県内小規模宿泊事業者（概ね20室未満又は定員100名未満）に向けた補助を行います。	○				○		観光課
国内線を利用した宮城県への誘客プロモーション事業	航空事業者に対する需要喚起施策を講じることを目的に、航空事業者と連携した誘客プロモーションを実施します。	○				○		観光課
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から5月6日までの間、施設の利用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小の事業者へ市町村が実施した協力金の支給に対し、補助を行います。	○		○				富県宮城推進室
新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金	市町村が地域の実状等に応じて実施する事業者支援に対して、補助を行います。（補助率10/10） （1）事業継続支援、（2）家賃補助支援、（3）各種相談・申請支援、（4）制度周知支援	○		○	○			富県宮城推進室
中小企業経営安定資金等貸付金	新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小企業者に対して、民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施するため、取扱金融機関に対し預託原資の貸し付けを行います。	○	○	○	○	○	○	商工金融課

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
被災中小企業者 対策資金利子補 給事業補助	県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の金利負担を軽減するため、利子補給を行います。	○	○	○	○	○	○	商工金融課
商店街スタンド アップ支援事業 【再掲】	外出自粛などの影響により集客が落ち込んだ商店街組合などが実施する新型コロナウイルス収束前後の集客や売上げ回復に繋がる取組及び感染症対策の取組に対して補助を行います。	○		○	○	○		商工金融課
中小企業向け専 門家経営相談事 業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の経営や資金計画などの課題解決のため、専門的な知識を有する（公財）みやぎ産業振興機構の登録専門家による相談を無償で実施します。	○		○				中小企業支援室
中小企業等再起 支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大によって業績が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が、早期の再起を図るために行う、販路開拓や感染防止対策などの取組を支援します。	○		○	○	○		中小企業支援室
WEB セミナーの 公開	県内企業の新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した雇用環境整備を促進するためのウェブセミナーを動画投稿サイト YouTube で公開します。	○		○				雇用対策課
宮城県雇用維持 交付金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業の事業主に対し、休業等の雇用維持に要した経費の一部を助成します。	○		○	○	○		雇用対策課
「みやぎ蔵王地 域の逸品」ブロ グ紹介	みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議で推奨している「地域の逸品」について、消費者に自宅で「地域の逸品」を楽しんでもらえるよう、商品の特徴や食べ方などとともにオンライン通販ページを紹介する記事を事務所のブログに掲載します。	○	○	○	○	○	○	大河原地方振興事務所
仙南の飲食テイ クアウト情報の 発信	管内市町等でテイクアウトできる飲食店を紹介しているサイトを取りまとめて事務所ホームページやブログで情報発信します。	○		○	○			大河原地方振興事務所



事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
仙南地域の食「みやぎ蔵王」ブランド推進セミナー	「食と観光の仙南ブランド」の構築に向けた取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が高まっているオンライン販売をテーマとしたセミナーを開催し、オンライン販売に関心のある食関連事業者を支援します。	○				○		大河原地方振興事務所
地元の魅力再発見・観光モデルプラン造成発信事業	みやぎ観光振興会議圏域会議のワーキンググループの活動として、地域における新たな観光モデルプラン（日帰りプラン、宿泊プラン）を作成するとともに、観光ツアーを造成し、情報発信により誘客を促進します。	○			○	○	○	大河原地方振興事務所・東部地方振興事務所
地元飲食店応援プロジェクト in 広域仙台都市圏	新型コロナウイルスにより打撃を受けている管内飲食店を支援するため、市町村からテイクアウト・デリバリー対応店舗等の情報を収集し、県ホームページをはじめとした各種広報媒体で広く周知します。	○		○	○	○		仙台地方振興事務所
黒川地域における誘客促進事業	黒川地域（富谷市・大和町・大郷町・大衡村）の交流人口を増加させるため、戦略的に県内の近隣部、山形県の県際地域のファミリー層をターゲットとし、実際に周遊するタイプと、HP等で情報収集するタイプという2種類のデジタルスタンプラリーを実施します。	○		○	○	○		仙台地方振興事務所
仙山交流連携促進事業	文化面・交通面での結びつきが強い宮城県仙台地域及び山形県村山地域合同の特産品販売会等を支援することで、両地域の相互交流を更に深めます。	○	○			○		仙台地方振興事務所
大崎地域飲食店等支援事業	集客や売上の面で深刻な影響を受けている飲食店を支援するため、大崎地域のテイクアウトやデリバリーサービスを提供する飲食店情報を収集し、県ホームページなどの各種媒体で広くし周知します。また、大崎合同庁舎に勤務する職員に対し、地元飲食店等の商品斡旋を継続的に実施します。	○		○	○			北部地方振興事務所

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
若年層誘客促進事業	将来に亘る鳴子温泉郷のファンを増やすため、ツアーコース等の観光コンテンツの造成について若年層に企画から関わってもらい、鳴子温泉郷のファンを増やし、SNSに自ら情報発信してもらうことで、若年層の宿泊観光客数の増加を図ります。	○			○	○		北部地方振興事務所
食関連イベント支援事業	大崎地域の交流人口を増加させるため、また、地場製品の魅力発信及び消費拡大を図るため「おおさき料理対決」等のイベント開催を支援します。	○			○	○		北部地方振興事務所
くりはらマルシェの開催	新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会が減った栗原地域の物産品のPR販売会を実施します。	○			○	○	○	北部地方振興事務所栗原地域事務所
地元ガイド養成講座	観光客に栗原の魅力を伝え、心温かく案内できる観光ガイドを養成するための講座を開設します。 また、地域の方々が地元の魅力を再認識する機会を創出し、地域内旅行(マイクロツーリズム)の機運醸成を図ります。	○			○	○	○	北部地方振興事務所栗原地域事務所
栗原地域周遊モデルコースづくりとモニターツアーの実施	栗原の自然や食、様々な観光施設や体験型コンテンツ、農泊・民泊での宿泊体験等と組み合わせ、宿泊を伴う周遊モデルコースを開発し、PRする。また、開発したコースによる体験モニターツアーを実施します。	○			○	○	○	北部地方振興事務所栗原地域事務所
関係人口を大切に「石巻地域ファンクラブ」構築に関する事業	石巻地域の復興ボランティアなどをターゲットに石巻地域ファンクラブを構築します。また、リアルタイムでの情報発信や県内外でイベント等を開催します。	○	○			○	○	東部地方振興事務所
地域の復興状況及び魅力等発信事業	石巻地域の復興状況や魅力などを、事務所公式SNSにより広く発信し、地域への誘客を図ります。また、多言語(英語、中国語)による情報発信も展開し、世界に向け、コロナ後の観光を促します。	○	○		○	○	○	東部地方振興事務所
三陸地域の物産と観光展の開催	新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会が減った三陸地域の物産品販売及び観光のPRを県内及び隣接県等で行います。	○	○		○			東部地方振興事務所・気仙沼地方振興事務所

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
登米地域への誘客及び周遊促進事業	登米市産食材を活用し、市内飲食店・菓子店等が参加する期間限定フェアを開催します。また、女性向けを意識したドライブマップを作製し、登米地域への誘客と周遊の促進を図ります。	○			○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
農泊・民泊受入体制整備事業	登米地域の特性を生かした宿泊コンテンツの充実を図るため、アドバイザーの派遣により民泊事業の円滑な開業を支援することで開業者数の増加を推進し、農泊等の宿泊観光客の受入体制を整備します。	○		○	○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
登米・栗原地域宿泊観光推進事業	滞在型コンテンツの拡充と受入体制の整備を図るため、栗原地域と連携し、自然や食、体験コンテンツ等互いの長所を組み合わせた宿泊を伴う周遊モデルコースを造成し、モニターツアーを実施します。	○			○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
登米地域新型コロナ対策応援事業	新型コロナウイルス感染拡大対策にアイデアや行動で取り組む登米地域の企業や団体の取組を事務所ホームページの特設ページ上で紹介します。	○	○	○	○	○		東部地方振興事務所登米地域事務所
観光地域づくり推進事業	観光事業関係者による観光推進体制構築の検討会等を開催します。	○			○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
宮城県EDGE（端っこ）相互交流キャンペーン事業	気仙沼・本吉圏域と仙南圏域を相互に交流した場合、宿泊施設において宿泊費の割引を行い、当該割引実績額について、県から助成を行います。	○			○			気仙沼地方振興事務所
三陸沿岸道路ドライブマップ作成事業	誘客促進を図ることを目的に、圏域内における観光客の滞留性・周遊性の向上を目指す三陸沿岸道路沿線のドライブマップを作成します。	○			○	○		気仙沼地方振興事務所
冬場の誘客促進支援事業	閑散期となる冬場の誘客促進を図るため、地元観光協会等と連携し冬の新たな体験型メニューの開発に取り組めます。	○			○	○	○	気仙沼地方振興事務所
気仙沼地方振興事務所公式Instagramフォトコンテスト事業	圏域内の観光資源の魅力を効果的に情報発信するため公式Instagramを開設し、フォロワー獲得のためInstagramを活用したフォトコンテストを実施します。	○			○	○	○	気仙沼地方振興事務所

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
スポーツ推進事業	県内に本拠地を置くプロスポーツチームの試合興行や県内大規模スポーツイベントにおける衛生資材の購入や継続的な集客等のための広報に要する経費への助成を行います。	○		○				オリンピック・パラリンピック大会推進課
みやぎの農林漁家民泊事業者支援事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、教育旅行が中止されたことにより多大な影響を受けている県内の農林漁家民泊受入事業者等への支援策として、受入の継続及び農林漁家民泊体験学習の再開を促進するとともに、農山漁村に滞在する交流人口の維持・拡大を図ります。	○			○	○		農山漁村なりわい課
県産食材需要喚起支援事業	県産食材の消費回復を図るための県内飲食店でのキャンペーンを行います。	○		○				食産業振興課
県産水産物需要喚起事業	新型コロナウイルス感染症拡大によって消費減退している県産水産物の利用を促進するため、県内量販店でのプレゼントキャンペーンや全国展開しているクッキングスタジオでのPR、県内飲食店への食材仕入れ費用の助成を行います。	○		○	○	○		水産業振興課
仙台空港国内線リカバリープロモーション事業	新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ航空需要のV字回復を目的に、テレビCMや交通広告等のメディアを活用し、アウトバウンドを中心とした仙台空港のプロモーションを実施します。	○				○		空港臨空地域課
仙台空港国際線路線再開支援事業	国際線航空会社が路線を再開する場合、グランドハンドリング費用の1/2を3ヶ月間補助し、路線再開初期の路線収支の改善を図ることで、コロナウイルス収束時の路線の回復を促します。	○					○	空港臨空地域課

視点3 ニューノーマルに適應したビジネスモデルに轉換し、新たな観光を創出する

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
東北デスティネーションキャンペーン推進事業【再掲】	令和3年4月から9月まで開催される「東北デスティネーションキャンペーン」により、復興に向けて歩む東北の姿を見ていただき、これまで国内外から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを伝えるとともに、新型コロナウイルスにより落ち込んだ観光需要の回復を図ります。	○	○		○	○	○	観光課
長期滞在型観光プロモーション事業【再掲】	令和3年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として本県の情報発信を行うことで、インバウンド回復に向けた認知度向上を図ります。	○		○	○	○	○	国際企画課
みやぎ観光デジタルマーケティング推進事業	デジタルの特性を生かし、コロナの影響を踏まえた新たなプロモーション対象者の分析、WEBサイトの改善等を行うとともに、マーケティングの発想に基づくプロモーションを展開することで、本県の認知度向上を図ります。	○	○	○	○	○	○	国際企画課・アジアプロモーション課
東北連携による外国人観光客誘致促進事業【再掲】	ウィズコロナ、アフターコロナのなかの東京オリンピック・パラリンピック開催に備え、国内のインバウンド関係者向けの招請事業やプロモーションを行います。 併せて、東北の二次交通対策による受入環境整備を行います。	○		○	○	○	○	アジアプロモーション課
テレワーク導入促進事業	県内企業のテレワーク導入を促進するため、セミナー開催、専門家派遣等を行います。	○				○		雇用対策課
「みやぎ蔵王地域の逸品」ブログ紹介【再掲】	みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議で推奨している「地域の逸品」について、消費者に自宅で「地域の逸品」を楽しんでもらえるよう、商品の特徴や食べ方などとともにオンライン通販ページを紹介する記事を事務所のブログに掲載します。	○	○	○	○	○	○	大河原地方振興事務所
仙南の飲食テイクアウト情報の発信【再掲】	管内市町等でテイクアウトできる飲食店を紹介しているサイトをとりまとめて事務所ホームページやブログで情報発信します。	○		○	○			大河原地方振興事務所

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
仙南地域の食「みやぎ蔵王」ブランド推進セミナー【再掲】	「食と観光の仙南ブランド」の構築に向けた取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が高まっているオンライン販売をテーマとしたセミナーを開催し、オンライン販売に関心のある食関連事業者を支援します。	○				○		大河原地方振興事務所
地元飲食店応援プロジェクト in 広域仙台都市圏【再掲】	新型コロナウイルスにより打撃を受けている管内飲食店を支援するため、市町村からテイクアウト・デリバリー対応店舗等の情報を収集し、県ホームページをはじめとした各種広報媒体で広く周知します。	○		○	○	○		仙台地方振興事務所
宿泊施設等における新たなビジネスモデル推進事業	宿泊施設等におけるWEB会議やワーケーションを推進するとともに、モデル事業により旅館等の地域内利用や平日利用を推進します。	○			○	○	○	北部地方振興事務所
デジタル環境整備支援モデル事業	観光関連施設等におけるデジタル技術の導入を支援するため、専門家（アドバイザー）の派遣や、デジタル技術の活用モデル実証による導入促進研修会等を実施します。	○			○	○	○	北部地方振興事務所栗原地域事務所
「適疎」な石巻地域を実現するための事業	ワーキングチームを設置し、学識経験者などで「適疎」を定義するほか、情報発信やデジタルシフトで「適疎」を実現する取組を行います。 併せて、安心安全な観光に関する基盤整備及び情報発信を行います。	○				○	○	東部地方振興事務所
登米の魅力をおんラインでもっと発信！事業	SNSを活用した「みやぎの明治村」のPR企画を実施し、条件を満たした方に地域の特産品等を贈呈します。	○			○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
おかえりモネプロジェクト支援事業（登米）	登米市が実施するNHK連続テレビ小説「おかえりモネ」を活用した広報・プロモーション事業に対して支援を行います。	○	○		○	○	○	東部地方振興事務所登米地域事務所
おかえりモネプロジェクト支援事業（気仙沼）	「連続テレビ小説「おかえりモネ」気仙沼プロジェクト実行委員会」に対し運営費の助成を行うとともに、その活動を支援します。	○	○		○	○	○	気仙沼地方振興事務所

事業名	事業概要	事業年度		回復フェーズ				事業主体
		2	3	(1)	(2)	(3)	(4)	
サテライトオフィス設置推進事業	宮城県内にサテライトオフィスを設置した東北6県以外に所在する企業・大学に対し、オフィスの賃料や家賃補助を行うほか、サテライトオフィス整備を行う市町村に対しその改築費用の補助を行います。	○		○	○	○		地域復興支援課
県産品インターネット等販売支援事業	インターネット等の通信販売を活用した県産品販売支援を行います。	○		○	○	○	○	食産業振興課

※ 令和3年度の事業については、予算の可決が前提ですので、現時点で実施を想定している事業を掲載しています。また、令和2年度の一部の事業については、今後組替等を検討している事業も含まれています。

## みやぎ観光振興会議開催経過

## 1 全体会議

第1回全体会議（令和2年 6月 5日）

第2回全体会議（令和2年 8月 3日）

第3回全体会議（令和2年 9月10日）

第4回全体会議（令和2年10月26日）

## 2 圏域会議

## (1) 仙南圏域会議

(1-1) 第1回仙南圏域会議（令和2年6月22日）

(1-2) 第2回仙南圏域会議（令和2年7月17日）

(1-3) 第3回仙南圏域会議（令和2年9月 2日）

## (2) 仙台圏域会議

(2-1) 第1回仙台圏域会議（令和2年6月18日）

(2-2) 第2回仙台圏域会議（令和2年7月22日）

(2-3) 第3回仙台圏域会議（令和2年8月26日）

## (3) 大崎圏域会議

(3-1) 第1回大崎圏域会議（令和2年6月29日）

(3-2) 第2回大崎圏域会議（令和2年7月20日）

(3-3) 第3回大崎圏域会議（令和2年8月31日）

## (4) 栗原圏域会議

(4-1) 第1回栗原圏域会議（令和2年6月25日）

(4-2) 第2回栗原圏域会議（令和2年7月15日）

(4-3) 第3回栗原圏域会議（令和2年8月27日）

## (5) 登米圏域会議

(5-1) 第1回登米圏域会議（令和2年6月24日）

(5-2) 第2回登米圏域会議（令和2年7月16日）

(5-3) 第3回登米圏域会議（令和2年8月26日）

## (6) 石巻圏域会議

(6-1) 第1回石巻圏域会議（令和2年6月12日）

(6-2) 第2回石巻圏域会議（令和2年6月26日）

(6-3) 第3回石巻圏域会議（令和2年7月16日）

(6-4) 第4回石巻圏域会議（令和2年9月 4日）

## (7) 気仙沼・本吉会議

(7-1) 第1回気仙沼・本吉圏域会議（令和2年6月18日）

(7-2) 第2回気仙沼・本吉圏域会議（令和2年7月14日）

(7-3) 第3回気仙沼・本吉圏域会議（令和2年8月27日）



## みやぎ観光振興会議 全体会議 委員名簿

## 【委員】

五十音順, 敬称略

委員氏名	所 属 等	備 考
あおぬま まさき 青 沼 正喜	公益社団法人宮城県バス協会 会長 (宮城交通株式会社 取締役社長)	
あ べ のりこ 阿部 憲子	みやぎおかみ会 会長 (南三陸ホテル観洋 女将)	
おおかわ じゅんいちろう 大川 潤 一郎	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	第2回より
おかざき かつひこ 岡崎 克彦	仙台国際空港株式会社 取締役航空営業部長	
きくち やすふみ 菊池 康文	日本航空株式会社 東北地域活性化推進室代表	
ごとう たかひろ 後藤 隆博	仙台ホテル総支配人協議会 会長 (江陽グランドホテル 代表取締役社長兼総支配人)	
こんの かおる 今野 薫	仙台商工会議所 専務理事	
こんの じゅんいち 紺野 純 一	一般社団法人東北観光推進機構 専務理事推進本部長	
さくらい りょうたろう 櫻井 亮太郎	株式会社ライフブリッジ 代表取締役	
さとう かんざぶろう 佐藤 勘三郎	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 (ホテル佐勘 代表取締役社長)	
ジェシカ ハラムズ	インアウトバウンド仙台・松島 観光事業ディレクター	
じんない ひろき 陳内 裕樹	観光庁：アドバイザーボードメンバー 内閣官房：クールジャパン地域プロデューサー	
ちょう せいぎょく 張 菁 珺	リトル台湾 in 仙台 実行委員会 会長	
ふるつ たかひろ 古津 敬浩	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	第1回まで
ほつきりがわ かずお 堀切川 一男	東北大学大学院工学研究科 教授	座長
みやはら いくこ 宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科 教授	副座長
やの しろう 矢野 史朗	全日本空輸株式会社 東北支社長	
やまお なおつぐ 山尾 直嗣	宮城県観光誘致協議会 会長 (水戸屋開発株式会社 代表取締役社長)	
よしだ けいご 吉田 圭吾	一般社団法人日本旅行業協会 東北支部長 (株式会社日本旅行東北 代表取締役社長)	

※全体会議は、上記の委員と圏域代表委員で構成

みやぎ観光振興会議 仙南圏域会議 委員名簿

【委員】

五十音順, 敬称略

氏名	所属/職名	備考
イチジョウ チカコ 一條 千賀子	みやぎおかみ会幹事（鎌先温泉時音の宿湯主一條 女将）	
イトウ ジュン 伊藤 淳	一般社団法人宮城インバウンドDMO常務理事	
イマイ ケイイチ 今井 恵一	株式会社まちづくり角田事業部長（道の駅かくた駅長）	
オオミヤ トシユキ 大宮 利幸	株式会社タケヤ交通 代表取締役社長	
オノ ショウイチ 小野 昭一	東日本旅客鉄道株式会社 白石蔵王駅長	
オノデラ タクヤ 小野寺 拓弥	株式会社ヒルズ取締役	
カサハラ シンイチ 笠原 新一	一般財団法人蔵王酪農センター理事	
サトウ カツエイ 佐藤 勝栄	一般財団法人丸森町観光物産振興公社理事長	
サトウ ユキリ 佐藤 幸則	遠刈田温泉旅館組合長（バーデン家壮鳳代表取締役）	
シカマ ヒトン 四竈 均	小原温泉旅館組合長（ホテルいづみや代表取締役）	
シマザキ ヨウジ 嶋崎 康二	一般社団法人かかしの一本足かえるのあぐら代表理事 （柚子のあぜ道雨乞のかえる）	
スズキ ケイイチ 鈴木 恵一	鎌先温泉旅館組合長（すずきや旅館代表取締役）	
ハラ タイチロウ 原 太一郎	青根温泉旅館組合長（山景の宿流辿専務取締役）	
フジタ ヨウイチ 藤田 洋一	株式会社七ヶ宿暮らし研究所取締役 七ヶ宿まちづくり株式会社取締役	
ミヤハラ イクコ 宮原 育子	宮城学院女子大学 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 教授	座長
ムラカミ ヒロシ 村上 博	一般財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター常務理事 （道の駅村田事務局長）	圏域代表
ササデ ハルヤス 笹出 陽康	大河原地方振興事務所長	副座長

## みやぎ観光振興会議仙台圏域会議 委員名簿

○ 委員

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所属・役職	備考
えぐち たつや 江口 竜矢	株式会社七ヶ浜ハーバースクエア 代表取締役	
おおさき たかし 大崎 貴志	ビジネスホテル新ばし 代表取締役	
おおぬま としお 大沼 俊雄	株式会社おおさと地域振興公社 統括本部 総支配人	
かとう りょういち 加藤 亮一	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合塩釜支部 支部長	
こまつ こういち 小松 浩一	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合松島支部 支部長	副座長 圏域代表
ささき けいすけ 佐々木 圭亮	株式会社ささ圭 代表取締役	
しぎはら ひろふみ 嶋原 啓文	株式会社仙塩交通 常務取締役	
しまたに るみこ 島谷 留美子	株式会社東北地域環境研究室 専務取締役	
すずき かずや 鈴木 一也	丸文松島汽船株式会社 取締役業務部長	
だいごうじ やすこ 大宮司 保子	松島海岸中央商店会 事務局	
たけだ あつこ 武田 篤子	岩沼市商工会 副会長	
とみや けいすけ 冨谷 圭輔	株式会社佐浦 マーケティング本部 企画部 部長	
ばば たけやす 馬場 健保	株式会社やまもと地域振興公社 取締役支配人	
はやさか りょうえつ 早坂 了悦	株式会社みらいファームやまと 代表取締役	
はやし けんいち 林 健一	仙台ターミナルビル株式会社 専務取締役	
ふとみ ようすけ 太見 洋介	特定非営利活動法人海族DMC 理事長	
むらかみ さちえ 村上 幸枝	特定非営利活動法人SCR 理事長	
やまぐち ひろのり 山口 浩徳	宮城県仙台地方振興事務所 所長	座長

みやぎ観光振興会議大崎圏域会議 委員名簿

【委員】

五十音順, 敬称略

委員氏名	所属等	備考
岩淵 幹夫	涌谷町観光物産協会 会長 (有限会社割烹一里来 代表取締役)	
浦山 真治	色麻町産業振興課 課長	
遠藤 悟	株式会社池月道の駅 代表取締役	
大崎 俊一	涌谷町まちづくり推進課 課長	
大沼 真治	鳴子温泉地区旅館組合五地区連絡協議会 会長 (鳴子観光ホテル 代表取締役社長)	
大場 康也	株式会社加美町振興公社 代表取締役	
岡崎 律子	岡崎齊の店 店長	
小林 誠樹	美里町産業振興課 課長	
佐藤 浩昭	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社古川駅 駅長	
塩田 雅史	加美町商工観光課 課長	
高橋 宣安	鳴子温泉郷観光協会 会長 (鳴子ホテル 代表取締役社長)	
千葉 基	株式会社千葉悠ビル 代表取締役 (プラザホテル古川)	
早坂 祥悦	やってみよう!しかままちづくりの会 会長 (有限会社リブレ 取締役会長)	
古内 康悦	大崎市産業経済部観光交流課 課長	
山本 和幸	美里町交流の森・交流館 館長	
遊佐 翔	NARU-Go!再生プロジェクト リーダー (東多賀の湯 専務)	副座長 圏域代表
冨田 政則	宮城県北部地方振興事務所 所長	座長

みやぎ観光振興会議 栗原圏域会議 委員名簿

<委員>

五十音順・敬称略

氏名	所属等	備考
伊藤 秀太	くりはらファーマーズプロジェクト代表	
大場 寿樹	一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク事務局長	
佐藤 忠実	栗原市商工観光部部長	
佐藤 曜平	萩野酒造株式会社代表取締役	
佐藤 倫治	栗原市ブロック商工会連絡協議会会長	
柴田 靖之	ホテル志ばたや代表	
炭屋 一夫	株式会社ゆめぐり代表取締役	圏域代表
高橋 尚史	くりでんミュージアム地域おこし協力隊	
高橋 義明	一般社団法人栗原市観光物産協会事務局長	
多田 清子	ファームインかわせみ代表	
二階堂 秀紀	栗駒山麓ジオパーク推進協議会事務局長	
野村 浩也	宮城県タクシー協会仙北支部支部長	
三浦 治	三浦旅館主人	
松田 茂	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所所長	座長

みやぎ観光振興会議登米圏域会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	氏名	所属	役職	備考
1	安食 俊介	登米市地域おこし協力隊員 (登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課)	地域おこし協力隊員	
2	池田 和子	登米市グリーンツーリズム推進協議会	会長	
3	上野 まどか	東北風土マラソン&フェスティバル実行委員会	実行委員	
4	佐藤 康	株式会社とよま振興公社	営業部長	
5	佐藤 裕美	有限会社伊豆沼農産	取締役企画室室長	
6	佐藤 浩幸	登米地域商工会連絡協議会 (登米中央商工会)	事務局 (事務局長)	
7	佐藤 正幸	一般社団法人宮城県タクシー協会 仙北支部 (有限会社石森観光タクシー)	副支部長 (代表取締役)	
8	鈴木 幾雄	一般社団法人登米市観光物産協会 (ツアーネット1株式会社)	理事 (代表取締役)	
9	田口 安浩	一般社団法人登米市観光物産協会 (田口酒販株式会社)	副会長 (代表取締役社長)	圏域代表
10	千葉 隼人	公益社団法人とめ青年会議所	理事長	
11	山崎 準一郎	登米市道の駅連絡会 (道の駅米山 ふる里センターY・Y)	会長 (駅長)	
12	山田 将広	山田運送株式会社 東和観光バス	常務取締役	
13	渡邊 みゆき	登米栗原地区ホテル旅館生活衛生同業組合 (有限会社望遠閣)	組合長 (専務)	
14	吉田 信幸	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所	所長	座長



みやぎ観光振興会議 石巻圏域会議 委員名簿

【委員】

五十音順, 敬称略

No.	所属	職名	氏名	備考
1	石巻商工会議所	会頭	青木 八州	
2	バリュー・ザ・ホテル東松島矢本	支配人	阿部 聡儀	
3	宮城県タクシー協会	会長	池田 憲彦	
4	みやぎおかみ会	幹事	遠藤 和子	
5	石巻料理店組合	組合長	大森 信治郎	
6	東松島市観光物産協会	会長	菊田 良光	
7	株式会社街づくりまんぼう	代表取締役 専務執行役員	木村 仁	
8	株式会社ミヤコーバス石巻営業所	所長	後藤 正基	
9	一般社団法人石巻圏観光推進機構 一般社団法人石巻観光協会	代表理事 会長	後藤 宗徳	<b>圏域代表 副座長</b>
10	一般社団法人鮎川まちづくり協会	代表理事	齋藤 富嗣	
11	東日本旅客鉄道株式会社石巻駅	駅長	佐藤 正幸	
12	石巻専修大学	教授	庄子 真岐	
13	女川町商工会 女川町産業区	会長 区長	高橋 正典	
14	東松島市商工会	会長	橋本 孝一	
15	Reborn-Art Festival実行委員会事務局	事務局長	松村 豪太	
16	貴凜庁株式会社	代表取締役	三井 紀代子	
17	一般社団法人 女川町観光協会	会長	持田 耕明	
18	東部地方振興事務所	所長	佐藤 靖	<b>座長</b>

みやぎ観光振興会議 気仙沼・本吉圏域会議 委員名簿

【委員】

(50音順, 敬称略)

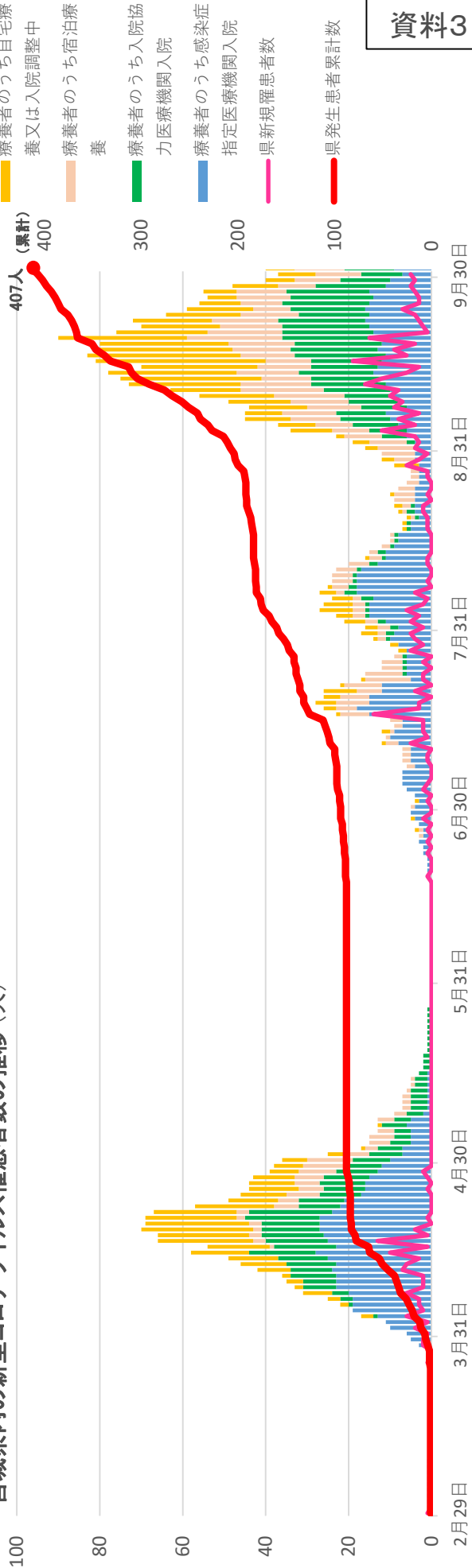
氏名	所属等	備考
臼井 亮	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会 事務局長	
及川 和人	一般社団法人南三陸町観光協会 事務局長	
川村 英也	民宿砂子 代表	
後藤 眞	一般社団法人宮城県タクシー協会 副会長・気仙沼支部長	
佐々木 正司	南三陸商工会 事務局長	
佐藤 克哉	有限会社山藤運輸 代表取締役	
清水 敏也	株式会社八葉水産 代表取締役	
菅原 由輝	有限会社下道 取締役	
鈴木 淳平	株式会社ホテル松軒 代表取締役	圏域代表
鈴木 優美	かぶとむしSurfshop	
高橋 直哉	金比羅丸 代表	
田村 恭子	気仙沼プラザホテル・気仙沼ホテル観洋 女将	
根岸 えま	気仙沼市移住・定住支援センターMINATO	
林 毅	気仙沼地方振興事務所 所長	座長

# 新型コロナウイルス対策に係るこれまでの主な経過及び罹患者数の推移

## 主な経過（国・県）

- ・1/15 国内初の感染症患者発生
- ・1/27 「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
- ・1/30 国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
- ・2/28 県立学校の臨時休業決定（県立中学校・高等学校3/2～）
- ・2/29 県内初の感染症患者発生
- ・3/17 新型コロナウイルス関連補正予算可決  
（第371回県議会 2月定例会）
- ・4/3 緊急共同記者会見により知事から県民に外出自粛を要請  
（仙台市、宮城県医師会、仙台市医師会）
- ・4/7 国が「特措法に基づき「緊急事態宣言」を7都府県に発令（～5/6）」  
国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」決定
- ・4/9 重症度判断、入院調整等を行うための「宮城県調整本部」設置
- ・4/16 国が「緊急事態宣言」の対象区域を全国に拡大（～5/6）  
▽ 5/4 「緊急事態宣言」の期間を延長（～5/31）  
軽症者等の宿泊療養施設への受入れ開始
- ・4/17 外出の自粛要請等（～5/6）
- ・4/21 施設の利用停止及び催物の開催停止の要請等（4/25～5/6）
- ・5/14 国が「緊急事態宣言」の対象地域を変更（宮城県解除）
- ・5/15 特定警戒都道府県への移動は避けるよう要請（～5/25）
- ” 新型コロナウイルス関連補正予算可決  
（第372回県議会 5月臨時会）
- ・5/25 国が「緊急事態宣言」を全面解除
- ・5/26 段階的に社会経済の活動レベルを引き上げる移行期間へ（5/26～7/31）
- ・6/1 移行期間ステップ①へ移行
- ” 臨時休業から県立学校が再開
- ・6/19 移行期間ステップ②へ移行
- ・7/6 新型コロナウイルス関連補正予算可決  
（第373回県議会 6月定例会）
- ・7/10 移行期間ステップ③へ移行
- ・7/13 「宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針」の決定（本部会議）
- ・7/22 新型コロナウイルス関連補正予算可決  
（第374回県議会 7月臨時会）
- ・10/22 新型コロナウイルス関連補正予算可決  
（第375回県議会 9月定例会）

宮城県内の新型コロナウイルス罹患者数の推移（人）



## 用語解説

アフターコロナ	ワクチンなどである程度コロナ禍をコントロールできるようになった状況。(類似：ポストコロナ)
インバウンド	外国人旅行客を自国へ誘致すること, また, 自国への外国人旅行客。
ウィズコロナ	新型コロナウイルスが短期的には撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。
オンライン会議	モニターやカメラ, マイクを使って遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができるシステム。主に Web 会議システムやテレビ会議システムがある。
オンラインツーリズム	オンライン会議システム等の ICT を活用し, 自宅にいながら, 主催者や参加者と交流したり, 動画やクーポン, 特産品等の物販を組み合わせ, 非日常を楽しむ観光のスタイルのこと。(類似: バーチャル観光, デジタルツアー)
関係人口	特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。
キャッシュポイント	収益が生まれるタイミング, 客から対価を得る機会。
クラウドファンディング	群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語。商品やサービス, 企画など自分の活動やアイデアを実現するために, 不特定多数の人から資金を募る仕組み。
シビックプライド	地域に対する住民の誇りを指す言葉。「郷土愛」「まち自慢」など, 単に愛着を示す言葉とはニュアンスが異なり, 「この地域をより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルスによる感染症で, 正式名は「COVID-19」。
接触確認アプリ (COCOA)	厚生労働省が開発した, 新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリ。 COCOA = COVID-19 Contact Confirming Application
ソーシャルディスタンス	感染拡大を防ぐために確保する社会的距離または人的接触距離。(類似: フィジカルディスタンス)
ソーシャルメディア	ブログ, SNS, 動画配信サービスなど, インターネット上で不特定多数の人がコミュニケーションを取ることで, 情報の共有や情報の拡散が生まれる媒体のこと。
デジタル変革	情報技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。ビジネス分野だけでなく, 広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。(類似: DX (デジタルトランスフォーメーション))
デジタルマーケティング	スマートフォンやパソコンなどのデジタルデバイスを利用したマーケティングのこと。Web サイトを立ち上げている場合は, 閲覧者の数などを分析し, データ化することで, サービスに何が求められているのかを分析することができる。
テレワーク	離れた所 (tele) と働く (work) を組み合わせた造語。情報通信技術 (ICT = Information and Communication Technology) を活用した, 場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

東北デスティネーション キャンペーン	東北 6 県の自治体や観光関係者と JR6 社などが一体となって行う大型の観光キャンペーン。開催期間は 2021 年 4 月 1 日（木）～9 月 30 日（木）で、東北 6 県で 6 ヶ月の開催は初めての取組。
トレイル	森林や原野にある「歩くための道」のこと。
ニューノーマル	何らかの大きな変化により、新しい常識が定着する状態。回復戦略においては、新型コロナウイルス感染症により、大きな打撃を受けた経済や社会に起こる構造的な変化がもたらす世界的な新しい生活様式のこと。
ハッシュタグ	Twitter や Instagram, Facebook などの SNS で、投稿内のタグとして使われるハッシュマーク「#（半角のシャープ）」がついたキーワードのこと。
マイクロツーリズム	自宅から 1 時間の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のこと。特に、公共交通機関の利用を避けた自家用車による移動を中心とし、地域の魅力の再発見と地域経済への貢献を念頭に置いた旅行形態。
みやぎデジタルファースト宣言	令和 2 年 9 月に県が発表した宣言。「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化を加速し、県民生活の利便性向上と県内産業の活性化、行政運営の効率化に取り組み、地域経済の発展と社会課題の解決の両立を目指す。
リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。
レスポンスブル・ツーリズム	責任ある観光。観光に携わる全ての人々が、その土地の環境や文化などに与える影響に責任を持つという考えのもと、より良い観光地をつくる動きのことで、旅行者が主体性や責任意識を持って行動することを重視している。
連続テレビ小説「おかえりモネ」（NHK）	2021 年度前期放送の連続テレビ小説第 104 作。「海の町」宮城県・気仙沼に生まれ育ち、「森の町」同・登米で青春を送るヒロインが、“気象予報”という「天気」にとことん向き合う仕事を通じて、人々に幸せな「未来」を届けてゆく、希望の物語。
ワーケーション	ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。取組推進のため、産学官金が一体となって令和 2 年 9 月に「宮城ワーケーション協議会」を設立した。
5G	「5th Generation」の略称で、携帯電話などに用いられる次世代通信規格の 5 世代目という意味。日本語では「第 5 世代移動通信システム」。
EC サイト	自社の商品（広義では他社の商品）やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイト販売するサイトのこと。Electronic Commerce（エレクトロニックコマース＝電子商取引）の略。
Go To キャンペーン	新型コロナウイルスの影響で売上げが激減し、苦境に立たされている観光・運輸業やイベント・エンターテインメント業、飲食業などを支援するために、消費を喚起する施策。GoTo トラベル、GoTo イート、GoTo イベント、GoTo 商店街の 4 つのキャンペーンで構成される。

MaaS	Mobility as a Service の略。ICT を活用して交通をクラウド化し、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。
SDGs	2015 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、2030 年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、17 のゴール・169 のターゲットから構成される世界共通の目標。
SNS	Social Networking Service の略。Facebook や Twitter など、インターネットを使った人とのつながりやコミュニティ形成を支援するサービス。

※出典は、まち・ひと・しごと創生本部：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kankei/index.htm>, 厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html), NHK：<https://www6.nhk.or.jp/nhkpr/tag/index.html?i=23687> 等



## 市町村事業・観光団体事業一覧

令和2年10月1日現在

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
1-1	仙台市	宿泊促進キャンペーン	市内のホテル・旅館等を支援するため、宿泊クーポン券発行事業に対して、クーポン券相当額及び発行等に係る一部事務経費を助成するなど、利用促進を図る。 第1次は、市民を対象に、秋保温泉・作並温泉で使用可能な宿泊クーポン券（1人につき3,000円）を応募抽選により配付。 第2次は、東北6県にお住まいの方を対象に、一人あたり最大5,000円相当の割引が受けられるお得なプランで宿泊できるプランを市内宿泊施設が造成・販売する。	<第1次> 【実施主体】 秋保温泉旅館組合、作並温泉旅館組合 【対象者】 市民  <第2次> 【実施主体】 参加申込をした市内宿泊施設（ホテル・旅館・簡易宿所・民泊） 【対象者】 東北6県在住者	<第1次> 令和2年6月～9月  <第2次> 令和2年9月～令和3年3月
1-2	仙台市	東北域内周遊促進事業	東北域内周遊という新たな観光需要の掘り起こしにつなげるため、東北域内に特化した国のGo To Travel事業を活用した旅行商品の造成及び販売を行う旅行者を支援するとともに、販売された旅行商品のプロモーションにより旅行需要を喚起する。	仙台市内に営業所等を置く旅行者（プロモーションに係る業務委託対象は仙台市内に本店を置く広告代理店等）	令和2年8月～令和3年3月
1-3	仙台市	屋外モデルイベント開催支援事業	新型コロナウイルス感染予防対策を適切に講じた上で、市が所管する屋外施設において開催されるモデルケースとなるイベントについて、必要経費の一部を補助することにより、イベントの主催団体や関連事業者等を支援する。また、モデルイベントの運営を通じて得られた課題等を検証することにより、「新しい生活様式」に対応した屋外イベントの開催ノウハウを蓄積し、屋外イベントの再開に向けた機運の醸成を図る。	仙台市が所管する屋外施設を会場としたイベントを開催する仙台市内に主な事業所を置く事業者等	令和2年8月～令和3年3月
1-4	仙台市	テイクアウトはじめましたプロジェクトin仙台	新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛ムードの中で、新たにテイクアウトや宅配サービスなどを開始した市内の飲食店や宿泊事業者等の特設ウェブサイトにおいて紹介することにより、事業者を支援する。	テイクアウトや宅配サービスを実施する市内の飲食事業者や宿泊事業者等	令和2年3月～未定
1-5	仙台市	飲食店支援型クラウドファンディング活用事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している市内飲食店の支援のためにクラウドファンディングを活用する団体に対して、クラウドファンディングの運営等に係る経費の一部（決済手数料（支援金額の5%）及び振込手数料）について、補助金を交付する。	飲食店	令和2年5月～令和3年3月
1-6	仙台市	仙台市企業内会議・研修会等開催助成	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内の宿泊・MICE施設の利用促進及び地域経済の回復を図るため、企業等が市内で宿泊を伴う会議・研修会等を実施する場合に、1人1泊当たり5,000円を助成する。	市内外の企業等	[申請期間] 令和2年7月20日～令和3年1月末 [会議等実施期間] 令和2年8月20日～令和3年度2月末
1-7	仙台市	感染症対策の徹底に向けた啓発	仙台商工会議所・みやぎ仙台商工会との連携により、感染防止対策を徹底しながら、地域経済の再生を目指すプロジェクトを実施。また、感染症により特に大きな影響を受けている飲食店および宿泊施設の業種別ガイドラインを分かりやすく説明した「仙台感染拡大防止ガイドブック」を作成。	市内事業所および市民	当面の間
1-8	仙台市	商店街の魅力発信等への取り組みへの助成(商店街魅力向上支援事業)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響を受けている商店街に対し、商店街の創意工夫による魅力発信や売上向上に繋がる取り組み(宅配・テイクアウト等)に要する費用の一部を助成する。	商店街振興組合ほか	随時受付中 (予算が無くなり次第終了)
1-9	仙台市	商店街応援割増商品券発行事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内商店街を支援するため、商店街での消費を促進する割増商品券の発行に要する経費を助成する。	【実施主体】 商店街振興組合ほか 【対象者】 市民等	商品券使用期限 令和2年12月31日

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
1-10	仙台市	クラウドファンディング活用事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が、地元のクラウドファンディングプラットフォームを活用する際の決済手数料等を助成するもの。	地元クラウドファンディングを活用して、本市内の中小事業者等の資金調達を支援する取り組みを行う個人または団体	令和2年12月28日 (予算が無くなり次第終了)
1-11	仙台市	セーフティネット関連融資に関する信用保証料の全額補助および融資条件の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに苦慮している中小事業者等の支援のため、国のセーフティネット保証制度を活用した本市融資制度の限度額・融資期間等を拡充するとともに、当該融資時に支払った保証料を補給するもの。	市内事業者	令和2年3月～
1-12	仙台市	新型コロナ対策資本金劣後ローン連動型給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の優良企業が、公庫、商工中金の資本金劣後ローンを活用し、民間金融機関との協調融資を受けた企業に対し給付金を支払う。 ・資本金劣後ローン5年間の利子相当分 ・民間金融機関融資5年間の利子相当分 上限100万円	仙台市内に本社がある中小企業者 (個人事業主は、事業所、住所がともに市内)	【第一次】 令和2年10月～2月 【第二次】 未定
1-13	仙台市	雇用シェア・マッチング支援	仙台市産業振興事業団において、公益財団法人産業雇用安定センターと連携しながら、雇用シェア(在籍型出向)を支援するとともに、兼業、副業等柔軟な働き方を促進する。	市内事業者	令和2年9月～
1-14	仙台市	地域産品等販路拡大支援事業	仙台駅構内に期間限定で販売ブースを設け、地域ブランド「都の杜・仙台」への参画事業者の商品を中心とした地域産品やお土産品の販売・プロモーションを実施。	「都の杜・仙台」への参画事業者等	令和2年12月と令和3年2月の各1週間、計2週間程度
1-15	仙台市	地域産業応援金	今後の事業活動に向けて前向きな投資を行う中小事業者を支援するために、国生産性革命推進事業補助金・県再起支援事業補助金の交付決定を受けた事業者に対して応援金を支給するもの。	国生産性革命推進事業補助金・県再起支援事業補助金の交付決定を受けた市内事業者	令和2年7月～令和3年2月(予定)
1-16	仙台市	感染防止対策奨励金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制と社会経済活動の維持に向けて、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施する事業者に奨励金を支給し、取り組みを後押しするもの。	市内で不特定多数の者が利用する施設を運営している事業者	令和2年10月～令和2年12月(予定)
1-17	仙台市	感染拡大防止協力事業者特別支援金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、保健所が行う積極的疫学調査と施設名の公表等に協力した「不特定多数が利用する施設」を運営する事業者に対して、円滑な事業再開や感染症対策に向けた経済支援を行うもの。	市内施設の利用者又は従業者等から複数人の新型コロナウイルス感染症感染患者が確認され「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供(呼びかけ)基準」により施設名・業種等が公表された事業者。	令和2年10月～令和3年3月(予定)
2-1	石巻市	石巻のチカラプロジェクト事業【第1弾】	1割増前売りチケット事業の事務的経費を補助するもの。	【実施主体】 (一社)石巻観光協会 【対象者】 市内の飲食業者	【販売期間】 令和2年4月28日～ 令和2年6月30日 【利用期間】 購入日の翌日から 180日以内
2-2	石巻市	観光関連産業事業者等経営支援事業	・市内の中小企業者及び個人事業主のうち、観光関連産業事業者と県の休業要請協力金の支給対象とならない飲食事業者に支援金を給付する。 ・給付額200千円 ※宿泊事業者は、200千円+1客室につき1千円 上限400千円 また、観光関連産業事業者を複数営んでいる者は、上限400千円	・市内観光関連産業事業者 ・県の休業要請協力金の支給対象とならない飲食事業者	【申請期間】 令和2年7月1日～ 令和2年10月30日
2-3	石巻市	販売促進等支援事業補助事業	・売上が減少している事業者が市内3者以上の連携体、又はそれを支援するNPO等の団体を加えた連携体が売上回復を目指し、販売促進のため実施する事業に対し補助金を交付する。 ・補助金率10/10 上限額500千円	・市内に事業者を有する3者以上の事業者で組織する連携体、又は3者以上の事業者等で組織する連携体を実施する事業を支援する団体等	【補助対象事業実施期間】 令和2年4月1日～ 令和3年2月28日
2-4	石巻市	石巻のチカラプロジェクト事業【第2弾】	市内外の方に5割増前売りチケットを発行する。	【実施主体】 (一社)石巻観光協会 【対象者】 ・市内の飲食業、小売業、サービス業者のうち、中小企業者、個人事業主、テナント事業者	【販売期間】 令和2年8月31日～ 令和2年12月31日 【利用期間】 令和2年9月1日～ 令和3年2月28日
2-5	石巻市	Gotoトラベル 石巻キャンペーン支援事業	・市内に事業者を持つ旅行者によるコンソーシアムの立ち上げと、国のGotoキャンペーンと連動させた旅行商品の造成、販売を行う。また、市独自クーポン券を発行し付与するもの。 ・クーポン付与 宿泊利用代金の25% 最大6,000円 日帰り " 25% 最大5,000円 宿泊のみ " 30% 最大3,000円 飲食 " 50% 最大2,000円 アクティビティ " 30% 最大3,000円 交通 " 30% 最大1,000円	・コンソーシアムについては、市内の旅行業関係者 ・クーポン券事業については、市内の旅行業、宿泊業、交通業(JR除く)、飲食業、アクティビティ事業者、小売店(土産)	【販売期間】 令和2年10月15日～ 令和3年1月31日 【利用期間】 令和2年10月15日～ 令和3年3月15日



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
2-6	石巻市	感染予防対策補助金	・新型コロナウイルス感染症を予防する取組を行った事業者へその一部経費を助成する。 ・補助率3/4 上限額100千円（1事業者1回限り） ※複数店舗を所有する事業者は上限額200千円	・市内に店舗、事務所等を所有する中小企業者、個人事業主で、道路旅客運送業、小売業、宿泊業、飲食店、理美容業、その他生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育・学習支援業	【補助対象事業実施期間】 令和2年3月1日～令和2年9月30日 【申請期間】 令和2年7月21日～令和2年10月31日
2-7	石巻市	感染防止対策運動事業	・感染防止対策運動実施中ステッカーの作成 ・誹謗中傷防止ポスターの作成	【実施主体】石巻商工会議所	-
2-8	石巻市 東松島市 女川町	新型コロナウイルス感染予防セミナーの開催	東北医科薬科大学医学部 特任教授 賀来満夫先生によるオンラインでの感染予防セミナーを実施する。	【実施主体】 石巻圏観光推進機構 【対象者】 石巻圏観光関連事業者	令和2年6月16日 14:00～15:00
3-1	塩竈市	塩竈商工会議所商業活性化事業	商工会議所が新型コロナウイルスの感染拡大により疲弊する市内事業者の早期回復へのきめ細やかな支援と、第二波の襲来に対応するための事業実施に係る必要経費の補助を行うもの。 以下、想定事業 ①クラウドファンディング参加飲食店支援事業 ②飲食店、地場産品製造事業者等支援事業 ③「歳末大売出し」パワーアップ事業 ④新型コロナウイルス感染予防対策支援事業	市内飲食店、事業者など	【事業実施期間】 令和2年6月～令和3年3月
3-2	塩竈市	地場産品地産地消推進事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により需要が低下している地酒の3つの酒蔵（浦霞酒造、阿部勘酒造、一ノ蔵酒造）の酒と地元のおつまみ等をセットにした『（仮称）晩酌セット』の小売店、スーパーにおける販売を支援する事により消費の活性化を図ろうとするもの。	蔵元、小売店、商品納入業者、消費者	令和2年6月～令和2年8月
3-3	塩竈市	観光集客施設復活支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等により、市の観光拠点施設である塩竈水産物仲卸市場とマリンゲート塩竈における観光客が激減しています。コロナ終息後に両施設が実施する誘客イベントにかかる必要経費の補助を行うもの。	塩竈水産物仲卸市場 マリンゲート塩竈	令和2年6月～
3-4	塩竈市	来てみ(観)て塩竈キャンペーン事業	コロナ禍で落ち込んだ観光需要を喚起するための観光支援事業を展開するもの。 ①「塩竈に寄(酔)ってけさいん」観光プロモーション事業 宿泊者1万人に本市の地酒(1合瓶)や観光パンフレットの配布。市内の観光施設や飲食店及び地場産品の小売店で利用できるチケットなどをプレゼントする。 ②「松島湾クルーズ&お寿司満喫」応援事業 塩竈の観光スポットのひとつである海(クルーズ乗船)と食(寿司)を満喫できる4,000円のチケットを2,000円で販売する。 ③「塩竈めぐる旅」応援事業 飲食店や地場産品の小売店、市営汽船乗船料等で利用できる3,000円のめぐる旅クーポンを市内宿泊施設で1,000円で販売する。	①松島町と塩竈市の対象宿泊施設に宿泊した方。 ②チケットを購入した方。 ③市内の対象宿泊施設に宿泊し、クーポンを購入した方。	令和2年9月18日～
4-1	気仙沼市	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)	・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、宮城県の要請・協力依頼に基づき、施設の利用停止(休業)、夜間の営業時間短縮又は酒類提供時間短縮の協力をした事業者に対し、協力金を交付するもの。 ・1事業者あたり一律400千円(うち県補助200千円)	・宿泊業 ・飲食店	【申請期間】 令和2年5月12日(火)から令和2年8月31日(月)まで
4-2	気仙沼市	気仙沼市タクシーデリバリー事業	・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食店及びタクシー事業者に対する支援として、飲食物のデリバリーサービスを行うタクシー事業者に対し、その宅配料を補助するもの。 ・1件当たり1,000円(注文品1,000円以上の宅配が対象)	・市内タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送業)を営む事業者(法人又は個人事業主)で、有償貨物運送の許可を受けている者	【利用期間】 令和2年5月13日(水)から令和2年7月中旬まで(予算の都合により早期に終了する場合があります)
4-3	気仙沼市	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業(生活関連サービス業等支援金)	・新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者(業種が飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の方)で、県による休業又は時間短縮の要請等の対象とならない方に対し、支援金を交付するもの。 ・1事業者あたり一律100千円	・市内に本社を置く法人又は個人事業主で次の全てに該当する事業者 ①主たる業種が飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の事業者 ②令和2年1月以降、単月で前年同月比20%以上売上げが減少している事業者 ③県による休業又は時間短縮の要請等の対象とならない事業者	【申請期間】 令和2年5月15日から令和2年8月31日まで

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
4-4	気仙沼市	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業（宿泊施設緊急支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊客が著しく減少し、厳しい経営状況にある市内の宿泊事業者に対し、緊急支援として支援金を交付するもの。</li> <li>・収容人数に応じた以下の4区分に分けて支援金を交付する。</li> </ul> ①500人以上の宿泊事業者：一律1,000千円 ②499～100人の宿泊事業者：一律500千円 ③99～50人の宿泊事業者：一律300千円 ④49人以下の宿泊事業者：一律150千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の条件を全て満たすもの</li> </ul> ①気仙沼市内で旅館業法に基づく許可を受けて営業するホテル・旅館及び簡易宿所、又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行って営業する在宅宿泊事業者 ②令和2年3月1日時点で実際に営業を行っていた事業者	【申請期間】 令和2年5月25日から令和2年7月15日まで
4-5	気仙沼市	商工業振興事業（店舗等快適化リフォーム促進事業補助金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」に基づき、衛生面の改善を目的とした店舗等のリフォーム工事を行う事業者を支援することにより、各事業所の安全性の確保による感染症のまん延防止と本市産業の振興を図るもの。</li> <li>・市内の事業者が店舗等をリフォームした場合に要した経費の一部を補助する既存制度「店舗等快適化リフォーム促進事業補助金」を拡充</li> </ul> 【拡充部分】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業：新型コロナウイルス感染症その他の感染症の防止に資するため、来店者に対する衛生面の改善を目的としたリフォーム工事を、建設業者等に依頼して行う場合（店内換気システムの改修、自動式手洗い機の導入、座席間の間仕切りの設置、机やイスの配置の変更、窓口・カウンター等の間仕切りの設置等）</li> <li>・補助率：10/10以内</li> <li>・補助金額：上限200千円、下限20千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業を営む事業者（ただし、大規模小売店、フランチャイズチェーン店を除く。）</li> <li>・令和3年3月末までに工事完了予定の事業を対象とする。ただし、予算の範囲内とする。</li> </ul>	【対象期間】 令和3年3月末までに工事完了予定の事業を対象（ただし、予算の範囲内）
4-6	気仙沼市	気仙沼クルーカード「いつもありがとう&つながりに感謝」キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者支援として、加盟店（飲食、物販、宿泊等）での購入額により下記のとおりポイントを付与するもの。</li> </ul> ①実店舗における期間中総額2,500～4,999円の購入で500ポイント、5,000円以上で1,000ポイント ②EC加盟店における期間中総額2,500～4,999円の購入で500ポイント、5,000円以上で1,000ポイント	【実施主体】 気仙沼観光推進機構 ・クルーカードのポイント付与をインセンティブとして、加盟店124店舗（令和2年3月現在）における消費喚起に寄与	【実施期間】 令和2年3月14日（土）から令和2年3月24日（火）まで
4-7	気仙沼市	気仙沼クルーカード「フレイ！フレイ！地元」キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者支援として、加盟店（飲食、物販、宿泊等）での購入額により下記のとおりポイントを付与するもの。</li> </ul> ①実店舗における総額3,000円以上の購入（1週間単位）で毎週500ポイント ②EC加盟店における総額5,000円以上の購入（1ヶ月単位）で1,000ポイント	【実施主体】 気仙沼観光推進機構 ・クルーカードのポイント付与をインセンティブとして、加盟店125店舗（令和2年4月現在）における消費喚起に寄与	【実施期間】 令和2年4月6日（月）から令和2年5月3日（日）まで
4-8	気仙沼市 （気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会）	気仙沼市飲食店応援商品券事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食店に対する支援として、気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会が発行する割増商品券を販売した飲食店に対し、その割増分を補助するもの。</li> <li>・販売する商品券（飲食店応援券ホヤチケ！）500円券×6枚組（2,500円で販売）</li> <li>・プレミアム率2割</li> <li>・商品券の販売数6,000組（1事業者当たり40組を上限）</li> </ul>	【実施主体】 気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会 ・気仙沼市飲食店応援商品券事業実行委員会が発行する割増商品券を販売した飲食店	【利用期間】 令和2年5月14日（木）から令和2年11月13日（金）まで
4-9	気仙沼市	テイクアウト情報の取りまとめ	気仙沼観光ポータルサイト「気仙沼さ来てけらいん」にて特設ページを開設しテイクアウト情報を掲載。	【実施主体】 気仙沼観光推進機構	
4-10	気仙沼市	フレイ！フレイ！地元キャンペーン第2弾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルーポイント3倍付与</li> <li>・クルーシップ加盟店を利用すると購買金額の3%が店に還元</li> </ul>	【実施主体】 気仙沼観光推進機構 【対象者】 気仙沼クルーカード会員およびクルーカード加盟店	令和2年7月1日～7月31日
4-11	気仙沼市	街を楽しむ応援消費キャンペーン	市内のクルーシップ加盟店である宿泊施設に宿泊した宿泊客に3,000ポイント付与する。	【実施主体】 気仙沼観光推進機構 【対象者】 気仙沼クルーカード会員	令和2年7月10日～8月31日
4-12	気仙沼市	プレミアム体験のモニターにご招待	クルーカードプレミアム会員限定でアウトドアダイニング、クルージングモニターにご招待する。	【実施主体】 気仙沼観光推進機構 【対象者】 気仙沼クルーカード会員のうち、気仙沼市以外の宮城県内在住の会員で、一定の利用回数と利用金額がある会員	令和2年7月23日～7月26日



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
4-13	気仙沼市	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業（観光交通事業者緊急支援事業）	<p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、行楽シーズンにおける営業機会が減少したことに加え、緊急事態宣言解除後においても、3密回避のため乗客数の制限等の対応を余儀なくされている観光交通事業者を支援するもの。</p> <p>業種・保有台数に応じて支援金を交付する。</p> <p>①観光遊覧船：一律500千円 ②貸切バス ・30台以上：一律500千円 ・11台以上29台以下：一律400千円 ・10台以下：一律300千円 ③タクシー（福祉運送事業者除く） ・30台以上：一律500千円 ・11台以上29台以下：一律300千円 ・10台以下：一律200千円 ④運転代行：一律200千円</p>	市内に本店を置く観光交通事業者（観光遊覧船、貸切りバス、タクシー、運転代行）	【申請期間】 令和2年8月3日から令和2年9月30日まで
4-14	気仙沼市	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業（宿泊施設緊急支援事業）（拡充分）	<p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊客が著しく減少し、厳しい経営状況にある市内の宿泊事業者に対し、緊急支援として支援金を交付するもの。</p> <p>・営業する施設の収容人数および本店所在地に応じた以下の10区分に分けて支援金を交付する。</p> <p>①収容人数300人以上の宿泊施設を営業し本店が市内の事業者：一律5,000千円 ②収容人数300人以上の宿泊施設を営業し本店が市外の事業者：一律2,500千円 ③収容人数200人以上299人以下の宿泊施設を営業し本店が市内の事業者：一律2,000千円 ④収容人数200人以上299人以下の宿泊施設を営業し本店が市外の事業者：一律1,000千円 ⑤収容人数100人以上199人以下の宿泊施設を営業し本店が市内の事業者：一律1,000千円 ⑥収容人数100人以上199人以下の宿泊施設を営業し本店が市外の事業者：一律500千円 ⑦収容人数50人以上99人以下の宿泊施設を営業し本店が市内の事業者：一律600千円 ⑧収容人数50人以上99人以下の宿泊施設を営業し本店が市外の事業者：一律300千円 ⑨収容人数49人以下の宿泊施設を営業し本店が市内の事業者：一律300千円 ⑩収容人数49人以下の宿泊施設を営業し本店が市外の事業者：一律150千円</p>	<p>・以下の条件を全て満たすもの</p> <p>①気仙沼市内で旅館業法に基づく許可を受けて営業するホテル・旅館及び簡易宿所、又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行って営業する在宅宿泊事業者 ②令和2年3月1日時点で実際に営業を行っていた事業者</p>	【申請期間】 令和2年8月3日から令和2年9月30日まで
5-1	白石市	新型コロナウイルス経済対策割増商品券事業	2割増商品券の販売（1セット10,000円で12,000円分の商品券）をし、市内事業者への利用拡大・経済支援を行う。	市内に事業所を有し、営業を行っている事業者	令和2年8月1日から販売
5-2	白石市	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道基本料金の減免	令和2年6月分から令和2年9月分の水道基本料金を50%減額する。	白石市営の水道の全利用者	令和2年6月分から令和2年9月分
5-3	白石市	生活応援券”ワン”だふるクーポン配布事業	令和2年7月31日時点で市内に住民登録をしている世帯主に市内飲食店などで利用できる5,000円分の商品券を配布します。 1セット5,000円分（小規模店舗専用券 500円×6枚、大規模店舗でも使用できる共通券 500円×4枚）	全世帯	【使用期間】 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで
5-4	白石市	白石市内宿泊事業者応援事業	<p>宿泊者数が激減している市内宿泊施設の利用促進を図るため、宿泊者1人につき1泊あたりの宿泊料金の1/2（上限5,000円）を助成します。</p> <p>・Go To トラベルとの併用可能。また、連泊の場合は、3泊分までを対象とします。</p> <p>・利用回数に制限は設けないこととします。</p> <p>・日帰り利用は対象外とします。</p>	東北6県在住で市内宿泊施設利用者	【事業期間】 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで ※予算がなくなり次第終了。
5-5	白石市	事業継続支援金	<p>売上高が減少している事業者に対し、事業継続を支援するための支援金を給付します。</p> <p>・給付額：1事業者あたり20万円</p>	<p>以下の条件を全て満たすもの</p> <p>①市内に事業所または店舗を有する法人または個人事業者（大企業を除く）であること※対象業種あり ②令和2年度7月以前から事業を営み、今後も事業を継続する意思があること ③売上高が本年2月～9月までの任意の1か月間と、前年同月を比較し、20%以上減少していること ④白石市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと ⑤令和元年12月まで市税を滞納していないこと</p>	【受付期間】 令和2年8月24日から令和2年10月30日まで

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
5-6	白石市	家賃支援給付金	国の家賃支援給付金を受給した事業者に対し、市独自の支援金の上乗せ。事業に用いている地代や家賃（賃料）が対象。 ・支払賃料（月額）の4分の1を6か月分まで支給（上限20万円）	以下の条件を全て満たすもの ①国の家賃支援給付金の交付決定を受けた事業者 ②国の家賃支援給付金の交付対象となった土地・建物を、市内に有する事業者 ③今後も市内で事業を継続する意志がある事業者 ④令和元年12月まで市税を滞納していない事業者	【受付期間】 令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
6-1	名取市	テイクアウト・デリバリー応援補助金	新たにテイクアウトやデリバリー事業に参入した中小企業者に対し、一律10万円を支援する。	市内に店舗がある中小企業者	【事業実施期間】 令和2年7月16日～令和2年10月30日 【対象期間】 令和2年2月1日～令和2年9月30日
6-2	名取市	地域宿泊施設の連携推進事業	名取市民に対して市内の魅力を様々な媒体で情報発信を促すため、新しくオープンする名取市サイクルスポーツセンター・名取ゆりあげ温泉「輪りんの宿」を活用しながら、市内観光名所・施設を回遊するモニターツアーを行う。	原則市民	令和2年10月3日～令和3年3月1日の期間中、4回実施する。
6-3	名取市	地域応援プレミアム商品券	市内の飲食店・サービス事業者の事業継続を支援し、経済の活性化を図るとともに、市民の消費を喚起するため、市内の飲食店・サービス次号者の店舗で使用できるクーポン券を発行するもの。	第一弾発行 市民（1世帯2セット） 第二弾発行 市外・市民対象（1人20セット）	令和3年1月31日まで
7-1	角田市	おいしいかくだ応援クーポン事業	市内の飲食店等の経営を応援するため、飲食店等で利用できるクーポン券（割引券）を配布する。 ・1世帯当たり2,000円分（500円券×4枚）を配布 ・事前に登録のあった飲食店等で1,000円ごとに1枚利用可	全世帯	【使用期間】 令和2年6月13日から同年8月23日まで
7-2	角田市	小規模事業者等事業継続応援金支給事業 【対象者拡大・受付期間延長】	小規模事業者等に対して事業の継続を下支えするための応援金を支給する。 ・1事業者20万円（定額） ・令和2年2月から同年6月までのうち、ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少していること ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付を受ける事業者は対象外	市内に事業所又は店舗を有する飲食業を含むサービス業、小売業を営む小規模事業者 →7/15より中小企業者・全業種（農林業を除く）に拡大	【受付期間】 令和2年5月25日から同年8月31日まで→9/30まで延長
7-3	角田市	かくだ3割増商品券発行事業	地域の消費喚起策として商店街等地域経済の活性化を図るため、割増商品券を発行する団体を支援する。 ・1セット13,000円（販売価格10,000円） ・販売セット数：20,000セット ・商品券購入者：市民又は市内に勤務地がある方	【実施主体】 角田市商工会 【対象者】 市民等	【販売日】 令和2年9月5日、6日 【使用期限】 令和3年1月17日
7-4	角田市	特別ためトクポイント発行事業	地域の消費喚起策として、買物ポイント事業を活用した消費喚起イベント事業を実施する団体を支援する。 ・特別ポイント進呈イベント ・「満点カード」利用促進イベント	【実施主体】 角田スタンプ会	【セール期間】 令和2年7月20日から同年8月20日まで 【抽選会応募受付期間】 令和2年7月25日から同年9月30日まで
7-5	角田市	かくだ美酒RUN事業	地域の消費喚起策として、市内飲食店を核とした「withコロナ」時代に対応した消費喚起イベント事業を実施する団体を支援する。 ・参加者は事前にチケット（1シート4枚綴り・4,000円）を購入し、イベント参加店においてチケットを使い飲食サービスの提供を受ける。	【実施主体】 角田市商工会 【対象者】 チケット購入者	【開催期間】 令和2年9月25日から同年10月3日までの9日間 【チケット販売】 令和2年9月11日より販売
8-1	多賀城市	事業継続支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている多賀城市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給する。	多賀城市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など	【受付期間】 令和2年5月11日から同年8月31日まで
8-2	多賀城市	雇用調整助成金申請支援補助金支給事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用を維持することを支援するために、国が特例措置として実施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助する。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇用調整助成金における申請業務を委託して実施している事業者	【受付期間】 令和2年5月11日から同年8月31日まで
8-3	多賀城市	提案事業助成金支給事業	宮城県による休業要請または営業時間短縮要請の対象となる市内事業者が3密（密閉・密集・密接）を回避しながら、テイクアウトや宅配による飲食提供など、新たな手法による事業継続への取組みを後押しするため、それらの導入経費などに対して助成金を支給する。	宮城県の要請および協力依頼等に基づく施設の使用停止を行った多賀城市内事業者または営業時間の短縮等を行った飲食業を営む事業者	【受付期間】 令和2年5月11日から同年8月31日まで



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
8-4	多賀城市	多賀城・七ヶ浜商工会クーポン券支給補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく落ち込み始めた地域経済の活性化を図るため、多賀城・七ヶ浜商工会が行う生活応援クーポン券支給事業に要する経費について、商工会に対して生活応援クーポン券支給事業補助金を交付する。	【実施主体】 多賀城・七ヶ浜商工会 【対象者】 市民・町民 ※クーポン券は多賀城・七ヶ浜商工会加盟店舗で使用可	【利用期間】令和2年6月1日から同年7月31日まで
8-5	多賀城市	事業継続支援給付金支給事業（第2弾）	新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている多賀城市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給する。 （第2弾の売上高の比較は令和2年7月から9月分が対象）	多賀城市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など	【受付期間】令和2年8月3日から同年10月30日まで
8-6	多賀城市	ぐるっとたがじょうスタンプラリー	新型コロナウイルス感染拡大が一定程度収束したものの、新しい生活様式の実践という社会環境にあって、市内の小売業、飲食業などの生活サービス関連産業の利用が伸び悩んでいる状況に鑑み、市民の地域内消費を喚起し、地域経済の再興・活性化を目指すため、地元の複数店舗をめぐる、子どもから高齢者まで地元で気軽に買い物や飲食をしてもらえる仕組みとして、スタンプラリーを実施する。	参加事業者は、多賀城市又は七ヶ浜町内で事業を営む飲食店、小売店等 スタンプラリーは、どなたでも参加可能	【実施期間】令和2年8月16日から同年10月15日まで
8-7	多賀城市	多賀城お店応援プロジェクト「わっしょい！！たがファン」	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の事業者が参加するクラウドファンディングに係る手数料や割増分等を市が負担することにより、市内事業者が製造、販売する商品や提供する飲食・宿泊等に関する新たな商品開発等を促進して市内経済の活性化を図ると同時に、この取組を通じて多賀城市の魅力を全国に発信し、観光PRを行うことで観光振興につなげることを目的として実施する。	参加事業者は、多賀城市内で事業を営む飲食店、小売店、宿泊施設（一部対象外あり） クラウドファンディングは、どなたでも参加可能	【実施期間】令和2年9月15日から同年10月15日まで
8-8	多賀城市	事業継続支援給付金支給事業（第3弾）	新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている多賀城市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給する。 （第2弾の売上高の比較は令和2年10月から12月分が対象）	多賀城市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など	【受付期間】令和2年11月2日から令和3年1月29日まで（予定）
9-1	岩沼市	岩沼市事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の事業者に対して、事業を継続していただくための支援として運転資金等に使える給付金を支給（1事業者につき一律10万円）。家賃加算や県の休業要請に該当していない事業者には加算あり。（それぞれ10万円）	以下2つの要件全てに該当する市内の大企業以外の事業者 （法人は営利法人に限定） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の1～5月のいずれか1ヶ月の売上額が前年同月比で50%以上減少している者 ②市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人および個人事業者	申請期間は5月11日から6月30日
9-2	岩沼市	「持ち帰り」・「出前」のススメ事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が激減している市内飲食店を支援するため、飲食店を対象に出前やテイクアウトを行う店舗をまとめ、チラシやHPで広く周知を行う。	・岩沼市内の飲食店 ・岩沼市観光物産協会会員の飲食店	令和2年3月13日～
9-3	岩沼市	いわぬま飲食店割増商品券販売事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が激減している市内飲食店を応援するため、市民の購買意欲を刺激する割増商品券を販売する。	市民・市内勤務者	販売日：令和2年5月24日 有効期限：令和2年7月31日まで
9-4	岩沼市	地元応援割増商品券販売事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内小規模事業者等を応援するため、市民の購買意欲を刺激する割増商品券の販売事業を実施する。	市民	販売日：令和2年7月27日(月)～8月2日(日) 有効期限：令和2年10月31日まで
9-5	岩沼市	第2波・新しい生活様式への対策金	新型コロナウイルスの「感染第2波への備え」と「新しい生活様式への対応」を積極的に進めていただくことで、市民の健康と生命を守ると同時に、落ち込んだ地域の経済活動を回復させるため、感染対策を実施した事業者に対し助成を実施する。	岩沼市内の事業者	申請期間：令和2年7月1日～10月31日 対象期間：令和2年1月1日～12月25日
9-6	岩沼市	宿泊・旅客自動車運送業等事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が特に減少している市内の宿泊・旅客自動車運送業等の事業者に対し、事業を継続していただくための支援として運転資金等に使える給付金を支給する。	岩沼市内の事業者	申請期間：令和2年10月1日～11月30日
10-1	登米市	地元商店応援運動	市内飲食店のテイクアウト情報を取りまとめ、市ホームページ及び市公式Facebookアカウント「Tome ご飯」で周知を図り、利用を促す。	市内飲食店	【事業実施期間】令和2年4月17日～
10-2	登米市	飲食店需要創出支援補助金	弁当等のテイクアウト、デリバリーを新たに始める飲食店又は既に行っているが使い捨て容器を購入する飲食店を対象とし、必要経費の一部を助成する。  助成額 必要経費×1/2（上限10万円）	市内飲食店	【事業実施期間】令和2年3月1日～令和3年3月31日 【申請期間】令和2年6月1日～8月31日まで

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
11-1	栗原市	地元商店応援運動 「食って！買って！消費して！！」	市内飲食店のテイクアウト情報を取りまとめ、観光ウェブサイトで周知を図り、利用を促す。	市内飲食店	事業実施期間 令和2年3月20日～
11-2	栗原市	テイクアウト転換支援事業	弁当等のテイクアウト、デリバリーを新たに始めた飲食店を対象とし、必要経費の一部を助成する。 助成額 必要経費×1/2（上限10万円）	市内既存飲食店	【事業実施期間】 令和2年3月～9月末予定 【申請期間】 令和2年6月～9月末予定
11-3	栗原市	商店等応援商品券事業	市内各世帯に対し、市内で使用できる商品券を配布し、商店等での消費を喚起し、地域経済の活性化を図る。 額面 5,000円（500円×10枚）×2 うち2,500円分は飲食店専用券	市民	【事業実施期間】 令和2年7月～10月（予定）
11-4	栗原市	地元応援G○湯くりはら温泉7割引キャンペーン	宿泊者が減少し大きな影響を受けている市内観光宿泊事業者に対し、事業継続を支援するため、市内の温泉宿泊施設を利用する代表者が、市民又は市内事業所に勤務する方の場合、割引を行い、宿泊者の増加を促し、地域経済の活性化を図る。 宿泊料金の7割を補助（上限10,000円/人）	市民又は市内事業所に勤務する方 温泉宿泊施設 5件	【事業実施期間】 令和2年7月～令和3年3月末
11-5	栗原市	地元応援ビジネスホテル等3,000円得キャンペーン	宿泊者が減少し大きな影響を受けている市内観光宿泊事業者に対し、事業継続を支援するため、宿泊者に対し、宿泊料金を1,000円補助するほか、市内で利用できる2,000円クーポン券を発行し、宿泊者の増加を促し、地域経済の活性化を図る。 宿泊料金 1,000円割引 食事、土産等で使える 2,000円クーポンを発行	ビジネスホテル・旅館等の宿泊者 対象宿泊施設 25施設	【事業実施期間】 令和2年8月～令和3年3月末
11-6	栗原市	中小企業等緊急支援金	売り上げの減少した市内に店舗棟を運営する事業者（大企業を除く）で「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象とならない事業者に対し、1店舗につき、10万円を支給する。	市内に店舗等を運営する事業者	【申請期間】 令和2年6月～9月予定
11-7	栗原市	多店舗休業支援金	県の休業要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力いただいた事業者で、市内2店舗以上を休業又は時短営業された事業者に対し、2店舗目から、1店舗につき10万円を支給する。		【申請期間】 令和2年6月～9月予定
12-1	東松島市	東松島市市民生活維持協力金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う宮城県の緊急事態措置期間中、感染防止に努めながら事業（営業）を継続した、市民生活維持に不可欠で、かつ密接な対人対応を要する事業者に対し、協力金を支給する。（1施設あたり15万円、2施設以上～4施設を有する事業者 25万円、5施設以上を有する事業者 35万円（市内に病院を有する事業者は施設数に関わらず35万円））	以下要件全てに該当する者 ・市内に対象施設を有する事業者 ・対象施設：医療施設、社会福祉施設、生活必需品物資販売施設、交通機関等	令和2年5月25日～ 令和2年7月31日
12-2	東松島市	東松島市地域経済持続協力金	新型コロナウイルス感染症が広く本市経済にマイナスの影響を及ぼす中で、地域経済の持続に向け事業継続に努めつつも、令和2年2月から同年6月までのいずれか1か月間の売上げ又は利益が、前年同月から減少した商工業者に対し、協力金10万円を支給する。	東松島市内に事業所（店舗）を有する商工業者	令和2年5月25日～ 令和2年7月31日
12-3	東松島市	東松島市新型コロナウイルス感染症対策家賃等助成金	新型コロナウイルス感染症が広く本市経済にマイナスの影響を及ぼす中で、売上又は利益が減少している市内の事業者に対し、建物、土地の賃料の助成として助成金5万円を支給する。	東松島市内で建物又は土地（駐車場等含む）を賃借して事業を行っている事業者	令和2年7月27日～ 令和2年12月28日
13-1	大崎市	鳴子温泉郷プレミアム宿泊券（応援前売）キャンペーン	事業に参加する鳴子温泉地域の宿泊施設が、販売施設でのみ使用できる3割増しの宿泊券（額面13,000円、1枚1,300円の10枚綴り）を10,000円で販売し、コロナウイルス感染症の影響が収束後、宿泊券を利用し宿泊してもらう。割増分は市からの補助金をあてる。	【実施団体】 鳴子温泉郷観光協会 【対象者】 観光客	【事業実施期間】 令和2年6月～8月（予定） 【利用期間】 令和2年9月～令和2月（予定）
13-2	大崎市	大崎市誘客促進クーポン事業（おおさき食泊キャンペーン）	市内の宿泊施設に宿泊した人を対象に、市が発行する飲食店等で使用できるクーポン券（2,000円）をチェックイン時に配布する。飲食店等への誘客を促し、消費拡大に繋げることを目的とする。 ・クーポン券2,000円×18,000セット	【対象者】 ・市内の宿泊施設 ・市内の飲食店、土産店、タクシー	【事業実施期間】 令和2年9月～令和3年3月 【利用期間】 令和2年9月17日～ 令和3年1月31日
13-3	大崎市	ワーケーション受入環境整備助成事業	ワーケーションに対応する宿泊施設に、受け入れ環境を整備するための機器や設備の導入、改修費用を助成するもの。 補助対象経費：通信環境整備、備品購入費（パソコン・机・椅子等）・ワーキングスペース改修経費・感染拡大防止改修費 補助率：3/4 補助上限額：150万円	【対象者】 市内に宿泊施設を有し、宿泊業を営む個人及び法人	【事業実施期間】 令和2年10月～令和3年3月



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
14-1	富谷市	テイクアウト等利用促進事業（HP掲載）	テイクアウト・デリバリーに対応する市内飲食店を市公式ホームページに掲載する。	市内飲食店	当面の間
14-2	富谷市	テイクアウト等利用促進事業（第一弾） （クーポン配布）	テイクアウト・デリバリーに対応した市内飲食店で利用できる「食べて応援クーポン券」を配布する。 ※市広報6月号と併せ、1世帯あたり1,000円の割引券を配布します。（税込み2,000円以上のお買い上げで利用可能） 加えてLINE専用アカウントを開設し、運用する。	市内飲食店	6月広報配布後 ～7月31日
14-3	富谷市	割増商品券事業	市内のみで利用できる13,000円分の「とみや応援3割増商品券」を、市内郵便局（富谷・富ヶ丘・日吉台・明石台・成田）にて1万円で購入できます。 ※購入限度額は1世帯あたり1万円	市内飲食店	令和2年8月3日～ 12月31日
14-4	富谷市	テイクアウト等利用促進事業（第二弾） （クーポン配布）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、テイクアウト・デリバリーに対応した市内飲食店で利用できる「食べて応援クーポン券（第二弾）」を配布する。 ※市広報10月号と併せ、1世帯あたり1,000円の割引券を配布します。（税込み2,000円以上のお買い上げで利用可能）	市内飲食店	令和2年10月1日～ 令和2年11月30日
14-5	富谷市	キャッシュレス決済プレミアムポイント事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新しい生活様式としてキャッシュレス決済の利用促進を図るとともに、市内地域経済の活性化につなげるため、対象の店舗で最大20%のキャッシュバックを実施する。（支払い1回当たりの付与上限：1,000円、期間中の付与合計上限：5,000円）	・市内事業者 ・観光客（加盟店にてキャッシュレス支払いをした方）	未定（期間は2週間程度を予定 ※決済会社は12月までに決定予定）
15-1	蔵王町	宿泊事業者等負担軽減支援事業	事業活動に影響を受けた宿泊施設や飲食店等の令和2年4月から6月までの3か月分の水道料基本料金相当分を補助する。	宿泊事業者、居酒屋、飲食店等	令和2年7月～令和2年9月
15-2	蔵王町	中小企業者活動継続支援事業	2月から6月まで売上高のうち一月の売上が前年同月対比で、10%以上減少した町内事業者（協賛金交付対象者除く）に、活動継続支援金として10万円を支給する。	商工業に携わる事業者	令和2年7月～令和2年9月
15-3	蔵王町	地域商業活性化事業	割増商品券を発行することにより、感染症拡大により事業活動に影響を受けた商店会等の活性化及び消費者サービスの向上を図る。	事業者	令和2年8月～令和2年12月
15-4	蔵王町	手指消毒用アルコール無償配布	新型コロナウイルス感染症防止対策及び事業者の負担軽減を目的に、接客を伴う事業者に対して現物を無償配布するもの。	接客を伴う事業者（宿泊、飲食店、小売店等）	【受取開始】令和2年9月1日～
15-5	蔵王町	宿泊施設応援事業（5割増プレミアム宿泊券）	宿泊施設事業者に対し、観光需要と観光宿泊客の回復を図る目的として、蔵王町宿泊施設応援事業補助金を交付し、遠刈田温泉旅館組合を対象に5割増プレミアム宿泊券事業を行う。	遠刈田温泉旅館組合	令和2年8月～令和3年1月
15-6	蔵王町	宿泊施設応援事業（おもてなしキャンペーン）	宿泊施設事業者に対し、観光需要と観光宿泊客の回復を図る目的として、ペンション等の宿泊事業者へ宿泊割引券を発行し、割引補助を行う。	町内観光宿泊施設 （遠刈田温泉旅館組合以外）	令和2年8月～令和2年11月
15-7	蔵王町	宿泊施設応援事業（宿泊特典事業）	期間中に町内宿泊施設に宿泊されたお客様へ応募券を配布して蔵王町産特産品が当たる宿泊特典キャンペーンを実施。	町内観光宿泊施設	令和2年8月1日～ 11月31日
15-8	蔵王町	宿泊施設応援事業（おもて梨キャンペーン）	期間中に町内宿泊施設に宿泊されたお客様へエコバッグ付蔵王町産梨をプレゼントして宿泊促進を図る。	町内観光宿泊施設	令和2年9月15日～ 30日 令和2年10月10日～ 25日
15-9	蔵王町	観光誘客にぎわい創出事業（観光誘客広報宣伝）	宮城県を中心として、在仙4局のテレビCM・在仙2局のラジオCM・新聞広告掲載・東北本線及び仙台市地下鉄車内広告・観光情報誌へ広報宣伝を行い、観光誘客を図る。		令和2年8月1日～ 10月16日
15-10	蔵王町	観光誘客にぎわい創出事業（マイクロツーリズム向けダイレクトメール発送）	車で約1時間圏内の地域へ蔵王町のパンフレットを発送し、コロナ禍でのマイクロツーリズム促進を図る。	蔵王町より車で約60分圏内地域住民	令和2年9月
15-11	蔵王町	観光誘客にぎわい創出事業（JR仙台駅イベント蔵王町特産品フェア）	蔵王町の特産品をJR仙台駅にて販売し、観光PRを行うとともに、生産者への支援を行う	町内事業者	令和2年9月
15-12	蔵王町	観光誘客にぎわい創出事業（町内イベント助成）	既存の町内イベントへ助成し、コロナへの感染対策及び誘客促進に向けた事業を実施する。	各イベント実行委員会	令和2年9月～令和3年3月
15-13	蔵王町	国内観光誘客促進事業	蔵王町への団体旅行に対して助成を行う。	（一社）蔵王町観光物産協会	令和2年8月～令和3年3月
15-14	蔵王町	蔵王町飲食店応援事業	町内飲食店で使える5,000円分の飲食店応援食事券を町内各世帯に配付し、消費拡大による飲食事業者の活性化を図る。	・町民 ・飲食事業者	令和2年9月1日～ 令和3年1月31日

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
15-15	蔵王町	非接触型温度計無償貸出	新型コロナウイルス感染症防止対策及びGoToトラベル事業にかかる非接触型温度計の無償貸出を実施する	希望する町内観光関連事業者	【受取開始】令和2年8月7日～
15-16	蔵王町	蔵王町テイクアウト・出前情報『ざ☆おうちレストラン』	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により影響を受けた町内飲食店を応援するため、蔵王町のHPに「テイクアウト」・「出前」情報を掲載する。	飲食事業者	令和2年6月～令和3年3月31日
16-1	七ヶ宿町	事業者等休業協力金	緊急事態宣言に基づく県からの休業要請等を実効的なものとするため、町独自の休業要請を行い、全面的に応じた大企業でない事業者に対し協力金を交付する。	事業者	【事業実施期間】令和2年4月～6月 【申請期間】令和2年5月5日～5月29日
16-2	七ヶ宿町	七ヶ宿町事業者営業継続協力金	休業要請対象外で、休業要請期間中に営業を継続し、町民の生活を支えた事業者に対し協力金を交付する。	事業者	【事業実施期間】令和2年4月～6月 【申請期間】令和2年6月3日～6月30日
16-3	七ヶ宿町	消費喚起及び家計支援事業	自粛解除後の物価上昇等に配慮し、町内経済活動を支援するため、全世帯へ10,000円分の商品券を配布する。	町民	【商品券配布期間】令和2年6月10日～6月30日 【商品券の有効期限】令和2年6月10日～12月10日
16-4	七ヶ宿町	誘客対策促進事業	減少した観光客を取り戻すため、全事業者が連携して取り組む誘客対策への支援として観光協会に補助金を交付する。	七ヶ宿町観光協会	令和2年7月～令和3年3月
16-5	七ヶ宿町	七ヶ宿町新型コロナウイルス感染防止対策費補助金	町内の店舗や事業所を対象に新型コロナウイルスの感染を予防するための資材・器具等の購入に要した費用を上限50,000円で支給する。	事業者	令和2年7月～令和3年3月
17-1	大河原町	新型コロナウイルス感染症拡大影響中小企業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、経営の安定に支障を来している中小企業者及び個人事業者の経営及び雇用の持続を緊急的に支援するため、1申請あたり10万円（町内に複数事業所を経営する事業者は、合算した事業収入により対象要件を備えた場合に1申請となります。）を支給。 町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者で、令和2年4月7日から同年5月6日まで（最初の緊急事態宣言の期間）の事業収入が前年4月の事業収入に比較して20%減少した事業者。 令和元年5月以降に事業を開始した事業者は、事業開始の翌月から令和2年3月までの平均月事業収入に対して減少を確認。 ※個人事業者においては、全収入のうち事業収入が2分の1以上であること。 （対象外） 大企業、4月25日～5月6日の休業等協力金（1事業者30万円）交付対象者、法人税法で課税の対象になっていない法人は、対象外。 ◎6月15日から対象要件緩和 令和2年3月から6月までの間、いずれかの月の事業収入が前年同月と比較して15%以上の減収となった場合	町内に事業所を有する中小企業者・個人事業者	【受付期間】5月15日～8月31日
17-2	大河原町	Let's Eat! おおがわら（飲食店応援）	「テイクアウト」「出前」のできる飲食店を町公式ホームページ等にて公開、6月1日にはリストを印刷したものを全戸配布（A3両面印刷二つ折り・10,000枚） 町が商工振興事業補助金を商工会に補助する中で、商工会が飲食店応援チラシ（A3両面印刷二つ折り・10,000枚）作成、7月1日に全戸配布。	全世帯	当分の間
17-3	大河原町	おおがわら応援券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた店舗等が40%割増応援券を販売。5,000円で販売し7,000円使用でき、その販売した店のみ使用として応援いただく仕組み。使用期間は販売してから6カ月。商工会会員対象、商工会主催、プレミアム分は町が補助。先に取扱店舗にプレミアム分（100枚だと20万円）を振込み、資金繰り支援。販売数に応じ精算。	【実施主体】大河原町商工会 【対象者】 ①8月1日発売、町内外問わず ②9月19日発売、町民限定	①8月1日～9月30日 ②9月19日～10月31日
17-4	大河原町	おおがわら商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民生活の応援、町内経済の回復を目的に、町内の各世帯に1万円分の商品券を発行する。	全世帯	商品券使用 令和2年11月1日～令和3年2月28日



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
18-1	村田町	村田町事業継続応援給付金事業	事業者の事業継続を応援するため、10万円を給付。直近の年間事業収入が500万円以上あること、3月から6月の前年同月比の事業収入が30%以上50%未満の間で減少したこと、資本金等の額が3億円以下であること等の要件あり。 9月1日から給付金の対象を拡大。3月から8月の前年同月比の事業収入が20%以上50%未満である事業者へ30万円を給付。要件に該当すれば、既に申請をして給付金10万円の支給を受けている事業者へ増額分の20万円を給付。	町内事業者	【事業実施期間】 令和2年6月1日～ 10月31日
18-2	村田町	村田町地元経済応援クーポン券配布事業	新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な打撃を被った地域経済の活性化及び地域住民支援を目的として、町内全世帯にクーポン券（5,000円分）を配布する。 7月中旬に全世帯へ配布し、追加で9月中旬に全世帯へ5,000円分のクーポン券を配布する。同時に0～18歳の子どもがいる世帯及び76歳以上の高齢者へ1人につき1,500円分のクーポン券を配布。	町内全世帯	【事業実施期間】 令和2年8月1日～ 12月31日
18-3	村田町	村田町商店街にぎわい創出事業	新型コロナウイルス感染症蔓延期終息後の商店街が実施する集客増につながる事業を支援。県の商店街スタンドアップ支援事業の事業者負担分を町から助成。	村田町商工会、町内商店街等	【事業実施期間】 令和2年7月1日～ 令和3年3月31日
18-4	村田町	村田町観光まちづくり団体支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた観光の振興を図るため、観光の魅力向上の取り組みを行った団体に対し、上限50万円の補助金を交付。対象は町内観光団体。	町内観光団体	【事業実施期間】 令和2年4月1日～ 令和3年2月28日
19-1	柴田町	柴田町事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上の急減により、経済的な打撃を受けた柴田町内の店舗等に対して、事業の継続を下支えするための支援金（1事業者あたり10万円）を交付。	町内において、事業所又は店舗を構え、対象業種を営む中小の事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により、令和2年2月から6月までの売り上げのうち、一月の売り上げが前年同月比で20%以上、50%未満減少している方。ただし、持続化給付金及び柴田町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受ける事業者は対象外。	令和2年6月12日 ～令和3年1月15日
19-2	柴田町	地域循環型経済元気アップ事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低迷する地元経済の活性化と町民の経済支援を目的に、全世帯へ町内の登録店で使用できる「地元応援元気アップ利用券」を1世帯1万円分配付。	7月30日時点で柴田町に住居登録のある世帯の世帯主 町内登録店	令和2年10月20日 ～令和3年1月31日
19-3	柴田町	柴田町家賃支援給付金上乗せ支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売り上げが減少した事業者に対し、国が家賃等の一部を補助する「家賃支援給付金」の支給を受けた中小企業等を対象に、柴田町が上乗せして支援金を交付し、事業の継続を応援。 給付額：国の「家賃支援給付金」の申請に用いた月額賃料※の1/3で算定した月額給付額（上限5万円）の6か月分（最大30万円）。	以下すべてを満たす事業者 ①柴田町内で事業を営む事業者であること。 ②国の「家賃支援給付金」の支給を受けていること。 ③家賃支援金の給付を受けた後においても、営業活動を継続する意思があること。	令和2年9月18日～ 令和3年1月29日
19-4	柴田町	柴田町持続化給付金上乗せ支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、減収など大きな影響を受けた事業者に対し国が行う「持続化給付金」の支給を受けた町内の中小企業・個人事業者等を対象に、町が上乗せして支援金を交付し、事業の継続を応援。	以下すべてを満たす事業者 ①柴田町内で事業等を営む事業者 ②国の「持続化給付金」を受給し（中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円）、給付金の算定上、上記受給額を超える売上減少があった方。 （「持続化給付金」を受給していても、上記受給額未満の事業者は対象外） ③今後も町内において事業を継続する意思のある事業者	令和2年9月18日～ 令和3年1月29日
19-5	柴田町	飲食店及び直売所等利用拡大応援事業	町内飲食店での店内飲食やテイクアウトを利用して、3店舗分のスタンプを集めて応募すると、抽選で600名様に参加店舗で利用できるご飲食券をプレゼント。	町内飲食店等	令和2年10月1日～ 令和2年12月28日
20-1	川崎町	商品券発行事業	町内全世帯に1万円分の商品券を配布することで、減収している町内商店及び各家庭の支援を図る。 1セット10,000円×3,500セット=35,000,000円 事務費3,000,000円	【実施主体】 川崎町商工会 【対象】 町民	【配布期間】 令和2年7月中 【利用期間】 令和2年8月～令和3年2月

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
20-2	川崎町	宿泊クーポン発行事業	町内宿泊施設で利用できる割引クーポンを発行することで、新型コロナウイルスの影響により利用者が激減している宿泊事業者の支援を図る。 1枚5,000円×400枚=2,000,000円 事務費200,000円	【実施主体】 川崎町観光協会 【対象】 町内宿泊施設利用者（購入者）	【配布期間】 令和2年7月中 【利用期間】 令和2年8月～令和3年2月
20-3	川崎町	公共交通支援事業	新型コロナウイルスの拡大防止施策を実施した公共交通事業者に対し、助成金を交付することで地域公共交通を担う事業者の支援を図る。（バス・タクシー事業者） 500,000円×町内4事業者=2,000,000円	町内4事業者	令和2年8月
20-4	川崎町	事業継続支援金支給事業	新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛や消費活動の減少により、売上げが減少した事業者を支援するため、1事業者あたり20万円を支給する。	休業要請協力金の交付対象外で、4月から7月のいずれかの月の売上げが前年比で20%以上減少し、かつ、年間の売上げが20万円以上の町内に事業所を有する事業者及び個人事業主	申請期間 令和2年8月17日～ 令和3年1月29日
20-5	川崎町	感染防止用資材購入支援金支給事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内事業者に対しマスクや消毒液等の資材購入費用として従業員1人あたり1万円（上限20万円）を支給する。	町内に事業所を有する事業者及び個人事業主	【申請期間】 令和2年8月17日～ 令和3年1月29日
20-6	川崎町	在留外国人労働者等に対する雇用維持支援金	渡航制限により、外国人労働者の雇用維持や労働者不足等に係る費用として外国人労働者1人あたり3万円を支給する。	町内に事業所を有し、町内在住の外国人労働者を抱える事業者及び個人事業主	【申請期間】 令和2年8月17日～ 令和3年1月29日
20-7	川崎町	キャッシュレス決済等導入支援事業	レジの混雑や現金のやり取りによる感染リスクを軽減するため、町内の事業者に対し、キャッシュレス決済の導入及びWi-Fi環境の整備費用の一部又は全部を補助する。（補助率10/10、上限10万円）	町内に事業所を有し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までにキャッシュレス決済を導入する事業者及び個人事業主	【申請期間】 令和2年8月17日～ 令和3年1月29日
20-8	川崎町	指定管理施設の管理維持体制持続化事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設の休館や入込客数の減少等に伴う収入不足を補い、指定管理者の職員の雇用維持と事業継続のため、1事業者あたり30万円を支給する。	川崎町の施設を管理する指定管理者	【申請期間】 令和2年8月17日～ 令和3年1月29日
21-1	丸森町	商業地域活性化割増商品券発行事業補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症により、大きく落ち込んだ消費を拡大させ、地域商業の活性化を図るため、3割増の商品券を販売する。	町民	令和2年9月
21-2	丸森町	新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、1事業者あたり20万円を支給する。	町内で商工業を営む中小企業または個人事業主等	申請期間 令和2年5月27日～ 8月31日
21-3	丸森町	テイクアウト&デリバリー活用促進「丸森おうちで外食」	テイクアウトや出前が可能な飲食店をWEBやパンフレットにて紹介。売上げが減少している飲食店の利用を促す。	町民	当面の間
21-4	丸森町	商工会会費支援金交付事業	商工会会員の年会費全額を支援。会員の会費相当額を商工会へ支援金として交付する。	丸森町商工会	令和2年8月 ～令和3年3月
21-5	丸森町	新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付事業（第2期）	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、1事業者あたり20万円を支給する。（8月-10月）	町内で商工業を営む中小企業または個人事業主等	令和2年9月 ～11月
21-6	丸森町	新型コロナウイルス感染症対策店内等リフォーム補助金交付事業	「新しい生活様式」に基づく店舗等改善リフォームに対する補助	町内の小売・飲食サービス・生活関連サービス業を営む事業者（大規模小売店、フランチャイズチェーン店を除く）	令和2年8月 ～令和3年3月
21-7	丸森町	商店街活性化応援事業	商店街の活性化を図るため、継続的（10月・年末・年始）に町内商店街で売り出しセールを行う際の抽選会及びチラシ・ポスターに要する経費の一部を助成する。	丸森町商工会	令和2年10月 ～令和3年1月
21-8	丸森町	町内宿泊事業者支援事業	宿泊費の割引を実施した宿泊事業者に対する補助。	町内の宿泊事業者	令和2年9月 ～令和3年2月
21-9	丸森町	観光誘客・町内消費拡大キャンペーン	10月1日～11月30日の2ヶ月間誘客のキャンペーンを実施。SNS等で発信するなどキャンペーンへの参加者へ商品券を配布し、町の情報発信と町内での消費拡大を図る。	町内来遊者	令和2年9月 ～令和2年12月
21-10	丸森町	観光情報発信強化事業	現在放送中のラジオ放送の特別番組として生放送で秋の丸森の魅力を情報発信し、町内への誘客を図る。	ラジオリスナー	令和2年11月
22-1	亶理町	みんなで「わたりグルメ」を応援しよう！	町内飲食店のテイクアウト情報を取りまとめ、町公式WEBサイト及び広報紙で周知を図り、利用を促す。	町内飲食店・観光施設	【事業実施期間】 令和2年3月～
22-2	亶理町	2525レシートキャンペーン「春のぶらわたりShop48」	町観光ガイドブック掲載店の買い物等レシート合計金額2525円に付き、温泉入浴券を1枚プレゼントするキャンペーンを行い、町内消費を促す。	【実施主体】 亶理町観光協会 【対象者】 亶理町観光ガイドブック「ぶらわたり」に掲載している店舗利用者	【応募期間】 令和2年4月4日～5月31日 【入浴券利用期限】 令和2年12月31日
22-3	亶理町	タクシーで料理をお届け！デリバリーサービス「タク配」	タクシーが荷物だけを運べる特例措置を活用し、テイクアウト商品を利用者に届けるサービスの周知協力をする。	町内飲食店・交通	【実施期間】 令和2年4月24日～ 9月30日



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
22-4	亶理町	ぶらわたり 2525キャンペーン「こんな時こそ妻には花を」	花屋の卒業・入学シーズンの需要減を支援するため、5月に販促キャンペーンを行う。2525円以上の購入で「わたりんグッズ」をプレゼントする。	商店	【実施期間】 令和2年5月1日～ ※グッズ無くなり次第終了
22-5	亶理町	はらこめしDEスタンプラリー	「はらこめし」による誘客を新型コロナウイルスの影響を受ける町内のお店にも波及させ幅広く利用してもらうためスタンプラリーを実施する。	【実施主体】 亶理町観光協会 【対象者】 対象店で飲食または商品を購入した方	令和2年10月1日～ 11月30日
23-1	山元町	地域産業持続化支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業に大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続及び経営の安定化のため1事業者当たり30万円の支援金を給付するもの。	町内において事業を営む中小企業又は個人	令和2年6月15日～ 令和3年2月28日
24-1	松島町	Go To Travel 松島キャンペーン事業	本町の宿泊施設へ直接予約した方に対し、宿泊料金等に対して4割程度（宿泊割引+利用クーポン券等）を付与。	町内事業者	【販売期間】 令和2年7月11日～ 9月30日 【利用期間】 令和2年7月11日～ 10月4日
24-2	松島町	観光親善大使プロモーション事業	感染拡大の影響を受けた観光地を支援するため、宣伝効果の高い観光親善大使とともに新しい生活様式に沿った観光地を広く宣伝することで、コロナ収束後の観光誘客促進を図るための事業。		令和2年9月～令和 3年3月
24-3	松島町	観光バス等応援事業	町内のバス・タクシー事業者の事業を継続するための支援事業。	町内のバス・タクシー事業者	【申請期間】 令和2年10月7日～ 10月30日
24-4	松島町	教育旅行誘致・受入準備事業	教育旅行の再開を見据え、県外の中学生・高校生を対象とした学習ツール（ワークブック）を作成し、学校・旅行会社に対する教育旅行の誘致を図るとともに受入準備を行うための事業。		令和2年9月～令和 3年3月
25-1	七ヶ浜町	飲食・サービス業等応援事業	多賀城・七ヶ浜商工会による商工会会員の店舗等で利用可能なクーポン券を全世帯に配布する事業に対し、補助金を交付。新型コロナウイルス感染症拡大により業績が落ち込み始めた店舗等の経済維持や住民の生活安定のためクーポン券を支給。	【実施主体】 多賀城・七ヶ浜商工会 【対象者】 市民・町民	令和2年6月1日～ 令和2年7月31日案
25-2	七ヶ浜町	七ヶ浜テイクアウト&デリバリー企画	町内の飲食店を対象にデリバリーやテイクアウトを行う店舗をまとめ、HPやチラシ、町広報誌で広く周知する。	【実施主体】 七ヶ浜町観光協会実施事業	令和2年5月
26-1	利府町	飲食店・サービス業応援クーポン券支給事業	町内の飲食店・サービス事業者の事業継続を支援し、経済の活性化を図るとともに、町民の消費を喚起するため、町内の飲食店・サービス事業者の店舗で使用できるクーポン券を発行するもの。	【実施主体】 利府松島商工会 【対象者】 町民	【事業実施期間】 (未定) 【利用期間】 (未定)
27-1	大和町	大和町事業継続応援補助金	・前年同月期で売上が50%以上減少しており、国の持続化給付金の交付を受けた者。 ・大和町内に事業所又は店舗を有し事業を営んでいる者。 ・前年度までの町税等を完納している者。 ・町から同制度による補助金の交付を受けていない者。 ・1事業者30万円	大和町内全事業者	【事業実施期間】 令和2年5月8日～ 令和3年3月31日まで
27-2	大和町	出前・テイクアウト情報掲載	くろかわ商工会と連携し大和町ホームページへ町内店舗の出前やテイクアウトの情報を掲載。	くろかわ商工会の会員になっている事業者で、大和町内で飲食店・食料品店を営む方	【事業実施期間】 当面の間
27-3	大和町	大和町経営継続支援金	令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月がある者で大和町事業継続応援補助金の交付を受けていないもの。 ・一律20万円	大和町内全事業者	【事業実施期間】 令和2年8月17日～ 令和3年2月1日まで
27-4	大和町	大和町生活応援商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内事業者の活性化を図るため、割増商品券を発行することにより、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。 ・実施主体『くろかわ商工会』 ・発行数12,000セット（割増率3割）	【実施主体】 くろかわ商工会 【対象者】 大和町在全世帯	【事業実施期】 令和2年9月27日～ 令和3年1月31日
27-5	大和町	令和2年度商店街担い手支援事業補助金（大和まるごと市テイクアウト事業）	コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店並びに食品小売店等を支援するため応援企画としてテイクアウト形式のイベントを開催。 ・通常販売価格の50%を補助 ・新聞折り込みにてチラシを配布 ・事前予約を原則とする	【実施主体】 大和まるごと市実行委員会（くろかわ商工会）	令和2年9月19日 令和2年10月17日 令和2年11月21日
28-1	大郷町	出前・テイクアウト等情報（HP掲載）	出前・テイクアウトに対応する町内飲食店を町公式ホームページに掲載する	町内飲食店	当面の間
28-2	大郷町	商品券発行事業	町内の約70店舗で使用できる商品券を1世帯あたり1万円分を発行する。	令和2年6月1日付けで町内に住民登録がある世帯。	【発送期間（簡易書留）】 令和2年7月1日～ 【利用期間】 令和2年7月1日～ 令和2年12月31日

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
28-3	大郷町	新型コロナウイルス感染症畜産特別対策支援事業交付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、大きな影響を受けている畜産業の経営の維持を目的として、事業を行う場合に要する経費の一部を支援するもの。 肥育牛10,000/頭 繁殖牛5,000円/頭	(1)町内に住所を有し、かつ居住している方（法人は住所を有していること）。 (2)引き続き町内で畜産業を継続する意思があること。	令和2年6月～
28-4	大郷町	大郷町新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金	新型コロナウイルス感染の発生に起因して、令和2年1月～5月の任意の1か月の売上が、20%以上減少した、町内の中小企業者及び個人事業者の経営及び雇用の持続を緊急的に支援するもの。 1事業者あたり100,000円	次に掲げるすべての要件を満たす事業者 (1)大郷町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主。 (2)売上が、令和2年1月から同年5月までの任意の1か月間と前年同月を比較して20～50%減少していること。 (3)国の持続化給付金を受給していないこと。 (4)引き続き事業を継承していく意思がある者。	【申請期間】 令和2年6月4日～令和2年8月31日
28-5	大郷町	5割増商品券発行事業	町内の約70店舗で使用できる商品券の購入希望があった世帯に、5割増商品券をくろかわ商工会を通して発行する。1セット5,000円（額面7,500円）、1世帯上限4セット（額面30,000円）購入可とする。	【実施主体】 くろかわ商工会 【対象者】 町内住民登録があり、商品券購入申込があった世帯主	【購入申込】 令和2年9月1日～令和2年9月18日 【引換期間】 令和2年11月1日～令和2年11月7日 【利用期間】 令和2年11月1日～令和3年1月31日
28-6	大郷町	大郷町新型コロナウイルス感染症経営維持支援交付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が50%以上減少し、国の持続化給付金を受給した中小企業者及び小規模事業者並びに農業者に対し、経営維持や事業継続を支援するため、経営維持支援交付金を支給する。 1事業者あたり100,000円	次に掲げるすべての要件を満たす事業者 (1)町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主であること。 (2)国の持続化給付金を受給していること。	【事業実施期間】 令和2年8月13日～令和3年2月28日 【申請期間】 令和2年8月13日～令和3年1月15日
28-7	大郷町	大郷町新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金(第2期)	新型コロナウイルス感染の発生に起因して、令和2年6月～12月の任意の1か月の売上が、20%以上減少した、町内の中小企業者及び個人事業者の経営及び雇用の持続を緊急的に支援するもの。 1事業者あたり100,000円	次に掲げるすべての要件を満たす事業者 (1)町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主であること。 (2)売上が令和2年6月から同年12月までの任意の1か月間と前年同月を比較して、20～50%減少していること。 (3)国の持続化給付金を受給していないこと。 (4)令和2年6月4日制定の大郷町新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金を受給した事業も、(1)～(3)の条件にあてはまる場合は対象とする。	【事業実施期間】 令和2年8月13日～令和3年2月28日 【申請期間】 令和2年8月13日～令和3年1月15日
29-1	大衡村	家計支援・消費拡大事業	1世帯に5,000円（額面500円×10枚）分の商品券を配布し、村民の家計支援・村内の消費拡大を狙うもの。	大衡村民	【使用期限】 令和2年7月1日から令和2年12月31日まで
30-1	色麻町	町ホームページ掲載	町内の飲食店で、出前、お持ち帰りができるメニューを町のホームページで紹介する	町内の飲食店	令和2年5月～
30-2	色麻町	地元支援商品券	1世帯に10,000円（額面500円×20枚）分の商品券を配布し、家計を支援するとともに地域における消費を喚起し、地元事業者を支援することにより、地域経済の振興を図る。	町内全世帯 町内の事業者	令和2年8月1日～1月31日
30-3	色麻町	色麻町飲食店緊急支援給付金交付	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している色麻町内飲食店事業者の事業継続を支援する。（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならなかった飲食店）	町内の飲食店	令和2年7月1日～9月30日
30-4	色麻町	商工業者事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少（前年同月比で20%以上減少）した中小企業者及び個人事業者の事業及び雇用の継続を緊急的に支援する。（1事業者につき、20万円の支援）	町内の事業者	令和2年9月1日～11月30日



No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
31-1	加美町	加美町緊急対策事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急激な減少（前年同月比で20%以上減少）など厳しい環境に置かれている町内の事業者に対し、事業全般に広く使える支援金（1事業者につき10万円）を交付し、事業の継続を支援します。	加美町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（4/25～5/6の休業・営業時間短縮要請、1事業者あたり30万円）の交付を受けていない町内で事業を営む中小企業者（法人・個人事業主）	令和2年6月～10月（予定）
31-2	加美町	加美町外食産業等テイクアウト・配送事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の飲食店等を経営する方に対し、飲食物のテイクアウト又は食器の回収を必要としない配送事業を実施した際の経費（容器・箸・チラシ等）に対し、上限3万円の補助	テイクアウト等に取り組む地域の飲食店等	令和2年6月～10月（予定）
31-3	加美町	加美町地域産業活性化クーポン券事業	外出自粛や休業・時短営業の影響により消費が冷え込んだ地域産業の回復を図るため、飲食、健康・レジャー、その他店舗で使用できるクーポン券を発行する。（町内1世帯当たり5,000円）	町内事業者（宿泊、観光施設・飲食店等）	令和2年6月～10月（予定）
31-4	加美町	就学継続応援パック事業	アルバイト等の収入減等により就学の継続が危ぶまれる県外の学生への支援として、地元事業所の消費拡大も含め、地域の特産品を中心とした応援パック（5,000円相当）を送付	県外の大学、短大、専門学校に就学する町内出身学生	令和2年6月～7月（予定）
32-1	涌谷町	出前・持ち帰り情報掲載	町内の飲食店で出前やお持ち帰りができるメニューを町ホームページやチラシに掲載し広く周知する	町内飲食店	令和2年4月16日～
32-2	涌谷町	わくや事業者継続支援金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急激な減少（前年同月比で20%以上減少）など厳しい環境に置かれている町内の事業者に対し事業全般に広く使える支援金（1事業者につき10万円）を交付し、事業の継続を支援する	持続化給付金及び涌谷町感染拡大防止協力金の交付を受けていない町内で事業を営む中小企業者（法人・個人事業主）等	【申請期間】令和2年6月1日～令和2年7月31日
32-3	涌谷町	割増商品券発行事業	割増商品券を発行することにより、町内事業者の経済的損失をより早く回復するように支援する。美里町と共同で発行し、割増商品券は遠田商工会加盟店舗で利用可能	【実施主体】 遠田商工会 【対象者】 町民	令和2年8月～令和3年1月末
32-4	涌谷町	新型コロナウイルス対策商品券交付事業	町内全世帯に商品券5,000円分を交付することにより、落ち込んでいる消費を喚起し、町内の経済を循環させる。（換金委託先は遠田商工会）	涌谷町民	令和2年11月～（予定）
32-5	涌谷町	新型コロナウイルス感染症対応事業者支援給付金事業	新型コロナウイルスの長期化により大きな影響を受けている事業者が売り上げ減少の中で、事業の海賊ができるよう引き続き支援するもの。（7月～9月のうちひと月の売り上げが前年同月比で20%以上減少し、かつ今後も事業を継続する意思のある事業者）	町内で事業を営む中小企業者（法人・個人事業主）等	令和2年9月7日～令和2年11月30日
32-6	涌谷町	観光誘客支援補助金事業	ポストコロナとして、積極的な観光客の誘致を図るため、町内の有料観光施設の入館料及び宿泊施設の宿泊料について1人当たり半額を補助する。	町内観光施設及び宿泊施設	令和2年10月1日～令和3年1月末
32-7	涌谷町	飲食店新生活スタイル移行支援事業	町内の飲食店に対し、利用者に安全・安心なおもてなしを提供できるよう新生活スタイルに対応するよう支援するもの。	町内飲食店	令和2年9月～令和3年1月末
33-1	美里町	新型コロナウイルス感染症対策中小企業・小規模企業振興支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、事業及び雇用の継続の後押しと、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化を促進するため、対象事業者に対し支援金を交付する。1事業者あたり一律10万円支給。	町内事業者	令和2年10月8日～令和3年1月20日
33-2	美里町	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者（業種が農業、鉱業、建設業、製造業以外の方）で、県による休業又は時間短縮の要請等の対象とならない事業者に対し支援金を交付するもの。1事業者あたり一律10万円支給。	町内事業者	令和2年5月22日～7月10日
33-3	美里町	プレミアム付商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が激減している町内事業者を支援するため、町民の購買意欲を刺激する割増商品券を販売する。割増商品券は涌谷町と共同で発行し、遠田商工会加盟店舗で利用可能。	【実施主体】 遠田商工会 【対象者】 町民	令和2年8月3日～令和3年1月31日
33-4	美里町	みさとクリーンフラッグ・プロジェクト事業	飲食店に安心して来店できる環境づくりを支援するため、地元の食品衛生協会及び飲食店組合と協力し実施。安全衛生管理セミナーを開催し、ガイドラインの内容を満たした事業者へ「クリーン対策実施店」と記載されたのぼり、ポスター、ステッカー、卓上POPを衛生用品とともに配布した。	町内飲食店	令和2年6月24日～
33-5	美里町	SNS等情報発信支援	町内飲食店の出前、テイクアウト情報を町のホームページ及びSNSで配信。また、町内事業者の動画メッセージをSNS及び特設ホームページを開設して配信し、売上が減少している事業者の利用を促す。	町内事業者	令和2年4月28日～
33-6	美里町	テレワーク・サポート支援	テレワークによる新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用対象を一般企業に拡大しシェアオフィス利用を呼びかけを行う。	町内・町外事業者	令和2年5月1日～
33-7	美里町	生活応援商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民生活の応援、町内経済の回復を目的に、町内の各世帯に一律5千円、75歳以上にはプラス3千円分の商品券を配付する。	全世帯	令和2年11月（予定）～令和3年1月31日

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
33-8	美里町	指定管理者施設運営持続化支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公の施設の管理運営に支障をきたしている指定管理者に対し、支援金を定額交付することにより事業の継続及び施設運営の安定化を図る。	町内宿泊施設を管理する指定管理者	令和2年度9月補正承認後
33-9	美里町	感染症拡大防止地域生活維持支援事業 (水道事業会計補助)	新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民生活及び経済活動を支援するため、水道料金を一定期間に限り軽減する。	町内在住の水道使用者(官公庁除く)	令和2年6月請求分～令和2年8月請求分
34-1	女川町	GW期間中休業協力要請	4月25日～5月6日までの期間において、宮城県の休業要請の業種以外において、観光客等の交流が見込まれる店舗等に、休業の協力要請を行った。協力事業所には30万円の協力金を支給した	町内事業者	令和2年4月25日～5月6日
35-1	南三陸町	南三陸町地元応援券配布事業	著しく売上げが減少する町内事業者(全般)への緊急支援策として消費拡大を図るため、町内全世帯に5千円分の商品券の配布する。 ・世帯数4,498世帯	町内商工観光関連事業者(宿泊施設等)(飲食店、小売店含む)	【応援券配布期間】 令和2年6月1日～6月15日 【利用期間】 令和2年6月1日～11月30日
35-2	南三陸町	誘客回復プロモーション事業	コロナ禍の影響による流通が滞る水産事業者等の経営及び販路回復を目的に、三陸の魅力ある食材をメインテーマにした都市部でのプロモーションイベントを開催する。食を通じた地域の魅力発信から、コロナ終息後の産地への誘客を図る。イベントスペースを利用した屋外レストラン企画と都市部飲食店での南三陸食材フェアを連動させる。	町内水産加工事業者及び商工観光関連事業者	【屋外レストラン】 令和2年10月25日～11月7日 【飲食店フェア】 令和2年11月1日～
35-3	南三陸町	南三陸町観光交流ブックレット製作事業	・終息後の交流促進を図るため、現時点から先行予約可能な交流プログラム等(宿泊を含む)について、小冊子にまとめ南三陸ファンクラブを組織する「南三陸応援団」を中心に3,500部を配布	町内商工観光関連事業者(宿泊施設等)(イベント、体験プログラムを含む)	【配布期間】 令和2年6月1日～
35-4	南三陸町	【(一社)南三陸町観光協会事業】 南三陸町未来の交流券事業	終息後の交流促進を図るため、宿泊及び体験プログラム等の割引クーポン券の発行を行う。 ・発行数724枚	町内商工観光関連事業者(宿泊施設等)(イベント、体験プログラムを含む)	【予約期間】 令和2年6月1日～6月30日 ※予約は協会予約専用Webサイト「みなたび」
35-5	南三陸町	南三陸町物産交流ブックレット製作事業	地域資源を活用した優れた加工品及びお土産品等を取り扱う事業者を集約し、お歳暮商戦に合わせたオリジナルカタログの制作する。 ・南三陸ファン及び町内事業者の顧客を中心に20,000部を配布	町内農林水産加工事業者等	【配布期間】 令和2年6月2日～ ※予約・販売は協会ECサイト「みなみな屋eマルシェ」
35-6	南三陸町	南三陸町公募型補助事業	事業継続や雇用維持等に関する事業や「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業に対し補助 ・補助率10分の10、上限1事業あたり2,000千円	町内事業者・団体等	【募集期間】 令和2年8月17日～9月16日
35-7	南三陸町	南三陸町てんこ盛り商品券事業	コロナ禍の影響で冷え込んだ地域経済の回復を目的に、10割増し商品券を発行する。 ・10,000円×15,000セット ・住民向け先行発売	商品券事業に参画する町内事業者	【発売時期】 令和2年9月下旬～
35-8	南三陸町	南三陸町地域活性化推進事業費補助事業	コロナ対策として取り組む町内事業者(法人、団体を想定)に対し、新規事業導入に係る事業費、経費等を補助する。 ・補助率4分の3、上限1,500千円	町内商工観光関連事業者	【事業実施期間】 令和2年6月～令和3年2月 【事業基準日】 令和2年2月1日～
35-9	南三陸町	中小企業等再起支援事業費補助事業	・宮城県が実施する中小企業等再起支援事業及び商店街スタンドアップ事業、観光事業者スタンドアップ事業の採択を受けた事業者の自己負担額に対し、補助を実施 ・補助率10分の10、上限額1,000千円	宮城県中小企業等再起支援事業補助金・商店街スタンドアップ事業・観光事業者スタンドアップ事業の採択を受けた町内事業者等	【事業実施期間】 令和2年10月～ 【事業基準日】 検討中
35-10	南三陸町	小規模事業者持続化補助事業	日本商工会議所が実施する小規模事業者持続化補助金が採択された事業者の自己負担額に対し、補助を実施する。 ・補助率10分の10、上限額1,000千円	小規模事業者持続化補助金の採択を受けた町内小規模事業者	【事業実施期間】 令和2年10月～ 【事業基準日】 検討中

No.	市町村名	事業名	事業内容	実施主体・対象者	実施期間
35-11	南三陸町	雇用調整助成金申請事務補助事業	雇用を維持するため雇用調整助成金を申請する事業者またはこれに伴う相談窓口を設置する団体等に対して、社会保険労務士への依頼費用について補助する。 ・単独事業者上限100千円、団体等1,000千円	・町内商工観光関連事業者 ・関連する産業団体	【申請期間】 令和2年5月20日～ 6月30日
35-12	南三陸町	経営継続給付事業	県休業協力金を受給していない事業者のうち、売上げが20%以上減少した事業者に給付金を支給する。 ・給付額 一律100千円 ・400件程度を想定	町内商工観光関連事業者	【申請期間】 令和2年6月1日～ 令和2年8月 【対象期間】 令和2年2月～令和 2年6月
35-13	南三陸町	家賃支援給付金事業	売上げの減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃に対し、給付金を支給する。	・町内に本店を有する中小企業、小規模事業者、個人事業者で、次の条件を満たすもの ○5月から12月の売上高が ⇒1ヶ月で前年同月比20%以上 50%未満の減少、又は ⇒連続する3ヶ月の合計で前年同月比20%以上30%未満の減収 ・上限200千円×3ヶ月	【申請期間】 令和2年9月～令和 3年1月 【対象期間】 令和2年5月～令和 2年12月
35-14	南三陸町	任意団体等持続化給付金事業	持続化給付金の支給対象外である任意団体（観光施設等）、いわゆる権利能力なき社団に対して、給付金を支給する。 ・売上げが前年同月比50%以上減少した社団等 ・上限1,000千円	小規模事業者持続化補助金の採択を受けた町内小規模事業者	【事業実施期間】 令和2年9月～令和 2年10月